

平成29年12月第4回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....
1. 開議 平成29年12月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 8番 桜田秀雄
- 9番 林修三
- 10番 山口孝弘
- 11番 小高良則
- 12番 川上雄次
- 13番 林政男
- 14番 新宅雅子
- 15番 加藤弘
- 16番 京増藤江
- 17番 丸山わき子
- 18番 小山栄治
- 19番 木村利晴

.....
1. 欠席議員は次のとおり

- 7番 石井孝昭

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫
会計管理者		金崎正人

財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫
市 民 課 長	春 日 葉 子
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
障 が い 福 祉 課 長	廣 森 孝 江
子 育 て 支 援 課 長	高 梨 富 美 子
健 康 増 進 課 長	石 井 健 一
市 民 協 働 推 進 課 長	古 内 博

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 会 事 務 局 長	内 海 洋 和
-------------------	---------

.....
1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	川	崎	義	之
副		主	幹	小	川	正	一
副		主	幹	中	嶋	敏	江
主			査	須	賀	澤	勲
主		査	補	嘉	瀬	順	子
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成29年12月5日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が石井孝昭議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。山口孝弘でございます。

今回、私の質問は、子育て世代に選ばれるまちへという主題をもって質問させていただきます。執行部の皆様方におかれましては、明解なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

日本の少子化問題は、第2次ベビーブームの終わった後、1970年の半ばから続き、いまだ効果的な対策を打てずにいます。では、この少子化問題の原因とはどこにあるのかと考えてみますと、少子化問題というと、必ず出生率という言葉が出てきます。これは、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかという割合を数字にしたもので、高度成長期の頃の出生率は3を超えていました。平均、一人の女性が3人以上の子どもを産んでいたということになります。しかしながら、2005年にはこの出生率が1.26まで落ち込みました。2012年には1.41まで回復しておりますが、人口が維持できる出生率は2.08ですので、日本の人口は減っていく傾向にあるということになります。ちなみに、現在の日本の人口はおよそ1億2千万人ですが、2055年には9千万人を下回る可能性があると言われております。

このように出生率減少していった要因は幾つかございますが、1つ目に、働く女性が増えたことによる晩婚化であると考えます。仕事をしながら子育てをするというのに、現在十分な環境が整ってはいない現状であります。そのような状況下で女性の晩婚化が進み、少子化の原因となっているとも言われております。ちなみに、最近のデータでは、初婚の平均年齢は、男性は30.8歳、女性は29.2歳、初産の平均年齢は30.3歳と、過去最高を更新し続けております。

2つ目に、核家族化による少子化でございます。昔は、1つ屋根の下におじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいた家庭が多かったわけですが、現在では核家族化、つまり、おじいちゃん、おばあちゃんと離れて暮らす家庭が増えております。それと、3人、4人の子どもを育てるのが大変難しくなってきました。

3つ目に、子育てに対する金銭的負担の増でございます。最近のデータでは、幼稚園から大学まで教育費は約1千400万円から2千万円ほどかかると言われております。単純計算で2人いればその倍ですから、子育てにかかる経済的負担が大き過ぎるといえます。

4つ目に、価値観の変化。結婚して子どもを持つということを夢描いている人も多い一方、自由や気軽さを望む傾向の強い人も増えてきております。人はそれぞれ考え方次第なので否定はできませんが、少子化問題の観点から見れば、これも少子化の一要因ともいえます。

このように、出生率が低下する要因が幾つも重なり、現在に至っているわけでございますが、八街市の現状を認識し、将来を見据え、少子化解決に向け動き出さなくてはならないと考えます。

そこで、要旨(1)の子育て世代の現状。①の子育て世帯数と子どもたちの人口推移についてお伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

子育て世帯数と子どもたちの人口ですが、過去3年間の推移を、各年3月31日現在で、かつ小学校就学前児童と小学校就学児童との比較で申し上げますと、平成27年が、5歳以下が2千705人、世帯数が2千62世帯。6歳から11歳までが3千361人、2千688世帯。平成28年が、5歳以下2千582人、世帯数1千963世帯。6歳から11歳までが3千279人、2千578世帯。平成29年が、5歳以下2千110人、世帯数1千810世帯。6歳から11歳までが3千199人、2千474世帯となっております。各年齢層ともに減少傾向となっております。

○山口孝弘君

ご答弁ありがとうございます。

今、市長の答弁にもあったように、着実に世帯数、子どもたちの人口、ともに減少しているわけでございます。

ちなみに、国、県と比較すると八街市の出生率についてはいかほどなのか、お伺いをいたします。

○子育て支援課長(高梨富美子君)

過去2カ年で、人口1千人あたりでの出生率で申し上げますと、平成27年度が、全国で8.0、千葉県で7.7、本市が5.5となっており、平成28年度が同じく、全国で7.8、千葉県で7.4、本市が4.8となっており、いずれも全国、千葉県を下回っております。

○山口孝弘君

やはり、国、県とも比較しても低いということになりますよね。

子育て世帯数と子どもたちの人口減についてでございますが、減っている要因については、八街市としてはどのように分析をされているのか、お伺いします。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

本市の出生率が低い原因ですが、これについては、女性の社会進出による晩婚化、また、ライフスタイルの変化、若年層の都市部への流出等、さまざまな要因が考えられるため、特に特質した要因はないものと考えております。

○山口孝弘君

特質的な要因というのがなかなか見当たらないということなのですが、やはり、これからの時代は、選ばれる街というのが必要になってくると思います。

ですので、次の質問に参るわけでございますが、②の、子どもを産み育てる世代に経済的、精神的負担の軽減を図ることが重要だというふうに考えます。八街市の見解、そして、八街市の現在取り組んでいる取り組みについて、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつある中、少子化による影響が一層深刻化し、子育て家庭における経済的負担等、さまざまな課題を抱えていることは認識しております。本市における子育てに対する経済的支援には、児童手当、子ども医療費助成金があります。児童手当は、0歳から中学校3年生までの子どもを養育している家庭などの生活の安定や子どもの健やかな成長を支えることを目的に、子どもを養育している方を経済的に支援するものがございます。また、子ども医療費助成金は、0歳から中学校3年生までの子どもが病気やけがにより負担した保険対象医療費への助成金で、住民税所得割課税世帯には300円の自己負担をいただいておりますが、家庭の子育てにおける経済的負担の軽減に努めております。さらに、子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するために、乳幼児につきましても、健診や相談を生後4か月乳児から3歳児まで実施しており、子育ての相談、子育てに関する情報の提供などを行っております。地域の子育て窓口として、妊娠期から就学前まで子育てに関する各種相談や子育て世代の交流の場として、各種イベントや園外活動を行い、育児に対して総合的に実施している子育て支援センターを市内4カ所に設置しており、相談等に応じております。

○山口孝弘君

さまざまな施策が展開されておまして、特に、北村市長が1期目に出られたときに公約で、子ども医療費の助成制度を創設するんだという気持ちで出馬され、当選されました。そこから子ども医療費の助成制度は始まったわけでありまして。やはり、施策を進めていくというところで、子どもたちの未来を考えた施策で市長選を戦ったというふうに考えておりますが、今現在、その子ども医療費の助成制度とか、さまざまな施策を展開されておられますが、あるときは八街市も結構早目に子ども医療費の助成制度を始められたわけですが、今現在と

しては、どの市町村も今やっている施策だというふうに考えております。

そういった中で、子どもを産み育てる世代、経済的・精神的負担というものの軽減の観点でお伺いをするわけですが、現在、八街市が行っている施策で、他市町村にはない独自の施策というのは現在としてはあるのでしょうか。お伺いします。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

本市における子育て世代への独自施策については、現在のところは行っておりません。

○山口孝弘君

現在としては、特質した独自の施策は行っていないということで認識をさせていただきました。

先日行われました衆議院選挙では、各党ともに、公約に教育の無償化など子育て負担の軽減策を掲げました。結果、自民・公明連立与党が勝利したわけですが、幼児教育、保育の無償化など、さまざまな施策が今後期待されるところでございます。

③の、政府が今後行っていこうと子育て世代への負担軽減策について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府が行っていく子育て世代への軽減施策としては、さきの総選挙におきまして争点となりました幼児教育無償化に向けた施策で、これについては、今年度においても、非課税世帯の第2子以降の保育料等の無償化や、一定収入未満の多子世帯における上限年齢制限の廃止などによる保育料等の軽減などがあります。さらに、現在は報道発表の段階ではありますが、認可保育所については、0歳から2歳児については非課税世帯を無償化、3歳から5歳児については、まず先行案として、5歳児を平成31年度に無償化し、その後において3歳以上の全員を無償化するとの発表があったことから、今後における子育て支援関連は加速するものと考えております。また、これとはほかに、子育て安心プラン等による待機児童解消の一環として、2020年度末までに32万人分の整備をしていく方針も打ち出しておりますことなどから、平成30年の関係省庁の概算要求なども、これに対応した動きとなっております。いずれにしても、まだ正式決定前のことですが、本市としては国の動向をしっかり注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、この子育てに対する軽減策については、注視をしていただきまして、準備もしていただきたいというふうに思います。少子化の問題は、国家の存続のためにも、国策として対策を打ち、解決しなければならない問題でございます。しかしながら、今回の主題でございますが、子育て世代に選ばれるまちへでございます。いかに八街市が子育て世代から見て魅力的な街になるのか、選んでいただけるのかが焦点となります。さまざまな自治体では独自の対策を打ち、特色のある街づくりを展開しております。

要旨（2）に入るわけですが、先ほどの答弁でもありましたように、現在、八街

市としては、他市町村にはない独自の施策は打ち出されていないというのが現状であります。子育て世帯数と子どもたちの人口も減っている中、八街市として、子育て世代に選ばれる街になるよう積極的に施策を展開する必要があると考える。今回、たくさんの子育て世代の方に話を伺った中で、こんな施策があれば喜ばれるだろう、八街市を選んでいただけるだろうという思いで質問をさせていただきたいと思います。

①のファミリー世帯家賃補助制度、住み替え支援制度についてでございますが、皆さんもご承知のとおり、子育てには当然お金がかかります。ファミリー世帯家賃補助制度、住み替え支援制度とは、民間の賃貸住宅に居住する、または、中古住宅等の空き家の有効活用を図るとともに、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成し、中古住宅を購入の方にはリフォーム費用を助成するなど、市内への定住促進を図るため、市外から子育て世帯や県外からの移住者の住み替えを支援するものでございます。多くの自治体でも取り入れられている施策でございますが、八街市でも同様の施策が展開できないか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ファミリー世帯住宅支援につきましては、子育てファミリー世帯向けに家賃の負担の軽減や、住み替える場合に引っ越し費用などを助成し、定住化の促進を目的としたものであり、子どもにとって安全であり、親にとっても子育てがしやすい街づくりを目指すものでございます。本市におきましては、現在、実施しておりませんが、ファミリー世帯への支援の必要性を踏まえ、今後、子育て世代の定住促進のため、他市町の状況を十分鑑みまして、調査・研究を進め、地域の実情に即した子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

住み替え支援制度につきましては、もう少し詳しく説明をさせていただきたいというふうに思いますが、住み替え支援制度、もしくは、マイホーム借り上げ制度ともいわれております。シニア世帯50歳以上のマイホームを、最長で終身にわたって一般社団法人移住・住みかえ支援機構が借り上げ、子育て世帯などに転貸するものでございます。これは国の方も支援をしているという団体でございます。この制度により、シニア世帯はマイホームを売却することなく貸し手になることができ、家賃収入を得られると。住み替えや老後の資金としても活用できる。また、借り手となる子育て世帯などは、相場より安い家賃で良質な住宅を借りることができるという、相互に、高齢者にも優しい、子育て世代にも優しい制度というふうになっております。地方創生にも関連する事業として、多くの自治体で取り入れられております。空き家バンク制度、空き家対策にもつながる制度でございますが、八街市としても、今後前向きにこの制度を進めていくべきではないかというふうに私は思うのですが、その点について、もう一度お伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

ただいまご指摘のあった補助制度ということでございますが、その制度は、八街市で

行っている空き家バンク制度、これと組み合わせた支援策として事業展開ができるのかどうか、そういうことについて、今後検討してまいります。

○山口孝弘君

千葉県内でも、この住み替え支援制度、もしくはマイホーム借上げ制度というふうにいわれておりますが、やっている自治体は多くございますので、そういうところも参考にさせていただきまして、調査・研究していただいて、前に進めていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、②の第3子以降の原則無料化について、お伺いをいたします。これは、保育園や幼稚園などの利用料を第3子以降無料にし、子育て世代を応援しようという施策でございます。先ほどの市長の答弁でもございましたように、政府は、子どもが3人以上いる低所得の家庭への支援策として、3人目以降の子どもの保育園、幼稚園の保育料を無料化、住民税非課税のひとり親家庭は、保育料を1人目、2人目ともに無料化する方針を決めました。しかしながら、所得制限360万円という壁がございます。現時点で言えるのは、子育て世代全てを対象にしている制度ではないということが言えるのではないのでしょうか。現行の制度では、保育園の場合は1人目が小学校入学前なら、2人目の保育料は通常の半額、3人目は無料になります。1人目が小学校に上がってしまうと、2人目は半額負担から全額負担へ、3人目は半額負担へと負担増になる仕組みでございます。同時期に子どもが入園していないと適用されない助成制度というふうになっており、私はこういう政府の取り組み、現行の取り組みの枠を超えて、八街市独自の取り組みとして、第3子以降は保育料、幼稚園などの利用料を原則無料化にできないか、そういうふうに思うわけでございます。この点についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第3子以降の保育料原則無料化についてでございますが、これについては、子ども・子育て新制度が始まった平成27年度から幼児教育無償化に向けた一環として無料化をしております。ただし、その年度によって第3子の捉え方が違いまして、平成27年度におきましては、小学校就学前児童から数えて年齢の高い順に第3子目以降となっており、平成28年度以降は、市民税所得割が5万7千700円未満、年収約360万円未満相当の世帯は、生計を一にする最年長の子どもから順に第3子目、それ以外の世帯であっては平成27年度と同様に低所得者世帯に配慮した制度となっております。今後においてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成31年度に5歳児を先行として無償とし、その後において3歳児以上を全員無償化することが報道発表されていることから、今後も国の動向を見据えながら、本市としても対応していきたいと考えております。また、県内他市におきましても、既に独自の軽減策により第3子以降を無償としている市町村もあることから、政府の3歳児以上無償化の実施年度も見極めながら、本市もそのような施策の実現について検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

やはり、子どもは年齢が上がっていくたびにお金がかかる、出費も増えてくるわけです。高校へ行った、大学へ行ったとなると、どんどんお金がかかってきて、またそこで、年の離れた兄弟ができるというふうになると、またそれはそれで大変というような現状でございます。千葉県内でも同様の施策を行っているというふうなところも聞いておりますが、千葉県内で考えますと、この同様の施策、第3子以降の無料化という施策を行っている市町村は現在どのくらいあるのか、お伺いします。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

県内ですと、第3子以降の保育料を無料としている市町村は、若干の条件等の相違はありますが、近隣ですと、旭市、匝瑳市、一ノ宮町が独自施策として実施しております。

○山口孝弘君

第3子となると、そんなに人数、今現時点ではいないかなというふうには思います。しかしながら、やはりこういう制度がありますと、大変子どもを産み育てやすい環境にはなることは間違いないというふうに思いますので、この施策につきましてはやる気次第だというふうに考えます。ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

次に③のすくすく出産祝金制度について、質問をさせていただきます。これは、その名のとおり、子どもの誕生を祝福して、健やかなる成長を祝うという意味で、養育している方に、一定の金額が支給されるものです。金額については市町村によってさまざまでございますが、中には、地域振興も考え、その地域で使用できる商品券という形で支給されているというケースもあるようでございます。そこで、八街市でもすくすく出産祝金制度の創出ができないか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

出産祝金制度につきましては、次代を担う児童の確保や、出産を奨励祝福し、地域社会の活性化につなげることを目的としたものであり、子育て世代の経済的負担を少しでも緩和するものでございます。本市におきましては、現在、実施はしておりませんが、ファミリー世帯への支援の必要性を踏まえ、今後、子育てをする若い世代や、将来の納税者である子どもの人口増加のため、他市町の状況を鑑みまして調査・研究を進め、地域の実情に即した子育て支援事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。出産祝金制度につきましては、さまざまな市町村で行っている現状でございますが、例えば、第1子については1万円とか、第2子は2万円、第3子につきましては3万円とかいうような形で、子どもが増えれば増えるほど大きくなっていくというような施策でございます。中には、第1子、第2子は、そういう祝い金はなくて、第3子以降については10万円とか、第4子は20万円というような形で行っている市町村もあるようでございます。先ほどの私の説明の中で、地域振興も考え、その地域のみで使用できる商

品券という形で支給しているケースもあり、柔軟な対応ができるというふうに考えます。また、第1子から支給するのか、もしくは第3子以降なのかも自治体によってさまざまです。八街市の実情に合った形で対応ができると考えますが、ぜひとも、今後この施策もできれば検討していただきたいというふうに思いますので、本当にこれからの何が八街市に必要なのかというのは1点1点ぜひとも精査をして、考えていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。④のパパスクールの開設及びイクメン応援冊子の作成についてでございます。以前は、男性は仕事、女性は家事や育児という時代もございました。しかしながら、今は違います。共働きが当たり前の時代になり、ワンオペからパートナーとの協力が必要不可欠であるという時代になりました。お隣、千葉市では、数年前からNPO法人ファザーリング・ジャパンと提携をし、イクメン応援冊子の作成、そして、パパスクールを開設いたしました。子育て中のパパを対象とした4回連続講座で、子どもとの関わりや両親が協力して子育てをする意義を学びます。また、SNSなどを活用した父親同士のネットワーク作りを行っており、大変好評だというふうに伺っております。母親は、妊娠がわかったときからおなかにいる我が子を少しずつ実感し、母子健康手帳を何度も読み、日々の変化を記録しながら、出産に向けて身体も心も準備を進めていきます。一方、父親は、身体の変化がないために母子健康手帳を頻繁に見ることはなく、母親と比べると実感がなかなか湧かないのが実情でございます。出産前に父親としての心の準備をすることで、我が子の誕生の瞬間を心の底から喜んでいただきたい。出産後はイクメンとして、パートナーと一緒にお子さんの成長を見守りながら子育てを大いに楽しんでほしいという願いから、千葉市では数年前から力を入れて取り組んでいるということでございます。そこで、④のパパスクールの開設及びイクメン応援冊子の作成ができないか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市ではパパスクールは実施しておりませんが、初産向けの母親学級「ママになろう！ハッピールーム」を健康増進課において実施しております。3回の講座で年4コース実施しております。そのうち2課には、抱っこ体験やお風呂の入れ方実習、妊婦体験などパパも参加できる日程となっており、好評を得ております。イクメン応援冊子の作成につきましては、今後、他市町の状況を鑑みまして、研究を進めてまいりたいと考えております。なお、新生児訪問時には子育てガイドブックを贈呈しております。

○山口孝弘君

八街市としては、お父さんが理解が得られるようになれば、例えば、DVの問題であったりとか、あと、産後うつの問題であったりとか、少なからずパートナーとしてともに支えられるのではないかと思います。なかなかそこが理解がされないままに、お父さんが準備ができないで子どもが生まれてしまったがために、ワンオペという形がなかなかワンオペからパートナーという形に移行できないというご家庭もあるようでございます。なので、今後は、

パパスクール、お父さんの方にもぜひとも注視をしていただきたいと思いますし、何か機会がありましたら、男性の方に対しても、そういう学べる場というのをぜひとも提供していただきたいと思います。特に、千葉市のイクメン応援冊子についてはよくできておまして、ホームページでPDFでも閲覧できますので、ぜひとも今後の参考にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。⑤のイクメン及び育休導入企業に対する助成についてでございます。厚生労働省が平成8年から平成27年までの育休取得率を調査した結果、平成8年までは男性の育休取得率は0.12パーセント、平成19年で1.56パーセント、平成25年で2パーセント台になり、平成27年では2.65パーセントとなっております。平成24年から上昇傾向ではございますが、男性が育児休業を取得することへの偏見、社会や企業での受け入れ体制が整っていないことが理由だと言われております。また、厚生労働省の調査で、育休の取得期間については、男性の育休取得期間の約60パーセントが5日未満、約40パーセントが1カ月未満という結果がございます。男性の育休は、基本的に子の出生後、もしくは、出産予定日からの取得でありますので、出生後すぐに取得したと考えると初産の場合、入院期間が約4日から5日でございますので、そうすると、自宅で男性はほぼ一人、奥さんが退院する頃には育休が終了してしまうというような形になっております。このような状態ですが、安倍総理が打ち出しました成長戦略では、2020年に男性育休取得率を13パーセントにすることを目標にしております。現状を踏まえると大変難しい数字だと考えますが、全国で理解が得られ、この数値をぜひとも達成してほしいと私は思います。お隣、先ほども千葉市でしたが、今回もお隣、千葉市では、男性の育児休業取得を促進させることで、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るため、育児休業の取得が難しいとされる市内の中小企業等に勤務する男性と事業主に対し、平成26年4月より、育児休業取得に係る奨励金を支給する制度を創設いたしました。これは、10日以上育児休業を取得した男性労働者に5万円、雇用する事業主に20万円を支給し、応援をしております。八街市でも同様の施策展開ができないか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在における育休導入企業に対する助成としては、雇用保険法に基づく出生時両立支援助成金や中小企業両立支援助成金等があり、イクメン、いわゆる男性の育児休暇などは、出生時両立支援コースなどがございます。また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代認定マークを取得した企業におきましては、税制面において、建物等の割増償却制度が適用でき、税制上の優遇措置もなされています。以上のような各種制度が整備されているところがございますが、千葉市などは独自に一定の条件を満たしている企業には助成している例もあることから、本市といたしましても、同様の制度につきまして調査してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

わかりました。最新の男性と女性の育児休業取得率について、今現在わかっていることがもしあれば、お伺いをいたします。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

厚生労働省は、2016年度の男性の育児休業取得率を3.16パーセントと発表しております。前年度より0.51ポイント増加しており、また、女性の育児休業取得率は81.8パーセントで、前年度より0.3ポイント増加したと発表されております。

○山口孝弘君

過去最高ですね。多分過去最高、3.16パーセントというのは過去最高の数字だというふうに思います。しかしながら、まだまだ、2020年に13パーセントというふうに考えると、大変高いハードルではないかと思えます。

ちなみにでございますが、この八街市役所内の男性の育児休暇取得の現状についてはどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（山本雅章君）

まず、平成28年度で申し上げますと、平成28年度中に新たに育児休暇を取得できるようになった職員が男性職員ですと5名、女性職員ですと8名、合計13名。このうち、男性職員で育児休暇を取得した者はございません。女性の方につきましては、100パーセントで育児休暇を取得しておるという状況でございます。それから、平成29年度が、まだ年度途中ですけれども、男性職員1名が現在育児休暇を取得しております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。やはり、なかなか男性の育児休暇を取得するというのは厳しいハードルがあるのではないかというふうに思います。ましてやそれが、市役所内でなかなかそれが進まないというふうになると、一般の中小企業が進めるというのはもっと難しいことだというふうに思います。なので、やはり、八街市役所内からまずは、育児休暇を取得できるような環境であったり風土を作っていただきたいというふうに思いますし、この奨励金というのは、最初はなかなか理解が得られない話だったと千葉市の方でもおっしゃってありました。しかしながら、熊谷市長が、やはりこれからの時代は、男性も育児に対して理解をして、そして、1年とか3年とか、そういう長いスパンではなくても、例えば、10日以上取って、我が子の誕生を祝ったり、ともに育てる環境を徐々に作っていくという上で、育児休業の取得というのはそんなに長い期間ではなくてもいいので、本当は必要なのではないかなというふうに思います。特に女性に関しましては、産後うつという問題が出てきますので、ともにパートナーとして子どもを育てる環境を作っていくという、八街市がどういうふうにかえるのかというのは、今後検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

最後に、総合的に質問させていただきたいというふうに思います。やはりこれらの新規事業をもし押し進めるというふうになりますと、もちろん予算獲得というのが一番大きな課題になってくると思います。子育て世代に選ばれる街にするため、各課からこれらのような新規の予算要求があった場合、予算獲得にぜひとも動いていただきたいというふうに考えます

が、まずは財政課長、財政課の方の考えを伺いたいというふうに思います。

○財政課長（會嶋禎人君）

先日も答弁差し上げたとおり、今、当初予算の協議を行っているところでございまして、今後、予算協議も行っていくわけですが、やはり、先ほどからの答弁にもありますとおり、他市町村の状況ですとか、地域の実情、国の動向を含めた中で、一応、課にとらわれず、部も関係ございますし、市全体というところもございまして、そういったところを全て総合的に判断した中で、必要ということであれば、当然財源対策も考えなければなりませんけれども、対応してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

未来への投資は絶対に必要です。そして、子育て世代に選ばれる街にするためにも、新規の事業については、もちろんこれは市長の思い、考え、そして、政策がかみ合わないとは実現することはないというふうに思います。市長はどのような考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

山口孝弘議員には、子育て世代に選ばれる街をということであろうかと思えます。子育て支援事業につきましては、さらに充実してまいりたいと思っておりますけれども、実は、先般、全国市長会で私も評議員として参加したのですけれども、子どもたちの緊急決議として、全ての子どもの健やかな育ちを目指してということと緊急決議がございました。どういう内容かといいますと、幼児教育の無償化等の具体化に向け、地方との十分な協議と地方財源の確保、子ども医療費に係る全国一律の保証制度の創設及び国保の減額調整措置の全面廃止、子どもの貧困対策の強化を。それから、児童虐待防止対策及び支援策を強化するための一層の支援措置をということで、緊急で提案されまして、全会一致で決議がなされたところでございます。こうしたことも踏まえまして、私も先ほど申しましたとおり、子育て世代に選ばれる街ということは大変大事なことでありますので、さらに充実した子育て支援事業を目指してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。本日ここで紹介させていただいた施策についてはほんの一端で、三世代同居・近居への助成、特定不妊治療費の助成、入学祝金制度など、さまざまなことが考えられるというふうに思います。全国どの自治体でも、選ばれる街になるため、みんな必死でございます。八街市の未来を創造し、子育て世代に選ばれる街にするため、何か1つでも前に進めていただき、八街市のふさわしい子育て支援策をぜひとも進めていただきますよう心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

報告します。桜田秀雄議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

改革クラブの桜田秀雄でございます。本日は一括で質問をさせていただきます。

本日は、公園問題、教育問題、道路事業の3点について、ご質問をいたします。まず、質問に入る前に、質問事項3、道路事業の質問通告の中で、市道1号線とありますけれども、これは市道吉倉1号線の誤りでございますので、訂正の上、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

質問の1点目は、1、公園問題、公園の整備について、お伺いいたします。①は、けやきの森公園買収の経緯、情報公開について、②は、市民への説明責任、③は、公園の将来計画。④市営住宅跡地の公園化について、お伺いをいたします。

2点目は、教育問題です。①教育の機会均等について、②義務教育終了時の不登校児童、生徒の現状について、③夜間中学について、お伺いをいたします。

最後に、道路事業、①市道三区43号線の交通量及び改良計画について、②市道三区42号線の道路舗装計画、③市道吉倉1号線の整備計画について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、公園問題について、答弁いたします。

(1) ①ですが、けやきの森公園は、当時の土地所有者の協力を得ることができ、民有地を借り上げて平成8年度から公園の整備に着手し、けやきなどの既存樹木を活かした広場公園として平成11年11月に供用を開始し、永年市民に親しまれ、定着した公園となっております。ご質問のけやきの森公園買収の経緯につきましては、平成28年10月に土地所有者が亡くなり、相続が発生したこと及び平成29年3月末で20年間の賃貸借契約が終了することから、公園を存続させるために土地所有者の相続人と協議いたしましたが賃貸借契約の更新は合意に至りませんでした。このため、開園して以来、市民の憩いの場として定着していること、けやきの大木は開墾当初に植えられたもので、街の発展を見守り続けた八街市の開墾の歴史を残す本市の文化的背景もあること、ふれあい夏まつりの会場や、避難場所に指定されていることなどを考えると、公園を存続させることが重要であるため、市が公園用地を取得することを決定いたしました。なお、相続人とは、平成28年10月24日午前、11月28日午前、平成29年1月30日午後、2月21日午後、3月27日午前、4月6日午前、4月14日午前、4月25日午前、5月1日午前、5月11日午前、5月17日午

前、5月23日午前、5月29日午前、計13回の協議を重ねた結果、公園用地として1万1千520.82平方メートルを2億9千954万1千320円で取得いたしました。

次に、公文書の情報公開につきましては、八街市公文書公開条例に基づき、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重して運用を図ることとしております。この条例において、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るもの、及び法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるもの並びに用地買収交渉記録等の市が行う事務事業に関する情報であっても、将来の同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものは、公開しないことができるとされております。以上の理由から、けやきの森公園用地買収に関する情報公開につきましては、条例に基づき行われたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②でございますが、けやきの森公園の用地買収につきましては、先ほど答弁しましたとおり、開園して以来、市民の憩いの場として定着していること、けやきの大木は開墾当初に植えられたもので、街の発展を見守り続けた八街市の開墾の歴史を残す本市の文化的背景もあること、ふれあい夏まつりの会場や避難場所に指定されていることなどを考えると、公園を存続させることが重要であるため、市が公園用地を取得することを決定し、相続人と協議を重ねた結果、買収面積を縮小するものの、公園用地として取得をしたものであります。このため、用地の買収につきましては、6月議会及び7月臨時議会において丁寧に説明をし、市民の代表でございます議員の皆様方に慎重な審議をしていただきまして、可決しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、③ですが、けやきの森公園につきましては、開墾当初のけやきなどの既存樹木を活かした広場公園とすることを基本方針とし、特に、けやきの大木は開墾当初に植えられ、街の発展を見守り続けたものであること、ふれあい夏まつりの会場や災害時の避難場所に指定されていることなどを考慮し、公園利用者の利便性を十分配慮した施設整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、④でございますが、富士見団地・笹引団地を含む5カ所の市営住宅につきましては、耐用年数が過ぎており、老朽化も進んでいるため、新規入居者の公募は停止しておりますが、住宅には現在も入居されている方がおります。また、先日、市営住宅の入居者を対象として行いましたアンケート調査において、「住み慣れた土地であり、住み慣れた住宅なので、移転や住み替えは難しい」との回答があり、今の住宅に住み続けたいと望んでいる方が数多くいらっしゃいます。市といたしましても、住宅が生活の基盤となる場所であると認識しており、少しでも入居者の方々の希望に添えるよう住宅の管理を行っておりますので、用途廃止を行い跡地を利用するには、まだ時間を要するものと考えております。しかしながら、住宅の解体に伴い、空き地も年々増加していることから、今後、跡地の有効活用が図られるよう、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、道路事業について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご質問の市道三区43号線につきましては、国道と県道の抜け道として利用されていることから、交通量が増加していることは把握しております。八街バイパスが完成することで、通行車両も減少することが見込まれることから、歩行者の安全面等が図られると考えております。なお、改良計画につきましては、現在、主要道路である1、2級の市道を優先に、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら整備を行っている状況でございますので、今後の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。なお、現在の舗装もひび割れ等が多く発生していることから、今年度、県道側から国道方向に向かい舗装修繕工事を実施する予定でございます。

次に、②ですが、市道三区42号線の未舗装区間は、道路幅員も狭く、生活道路として利用されている路線でございますが、今後開通予定の八街バイパスと交差する路線でもあります。ご質問の舗装計画につきましては、八街バイパスの整備との調整や未舗装道の境界の明確化、舗装したことによる排水など、周辺地域に及ぶ影響を十分に精査し、整理した上で対応を検討する必要もあり、現時点での整備は難しいものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、③ですが、現在、各地区からの多くの要望もある中で、現地確認等を行い、状況を把握し、順次整備を進めているところでございます。ご質問の市道吉倉1号線でございますが、道路幅員が狭い箇所や一部舗装がされていない区間もあり、車両のすれ違いも難しい路線でございますが、道路の両脇も急な法面のため、整備が難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

次に、質問事項2、教育問題について、答弁いたします。

(1) ①ですが、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的として、平成28年12月14日に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。また、平成29年3月31日には、同法律の基本方針が文部科学省により策定されました。この基本方針において、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項や、夜間その他、特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項が定められたと把握しております。

次に、②についてですが、本市において、1年間1日も出席せずに卒業した中学3年生の数は、平成25年度が1人、平成26年度が2人、平成27年度が2人、平成28年度が1人です。

次に、③ですが、夜間中学校は、県内では市川市に1校設置されており、さらに、松戸市が2019年の開校を目指していると把握しております。夜間中学校は、主に義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきたものですが、このたびの法の制定により、不登校などのさまざまな事情から実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者や、現在不登校となっている学齢生徒も受け入れ可能となりました。現在、本市において夜間中学校を希望する学齢生徒はおりませんが、今後、通学を希望する生徒が

ある場合は、市川市の夜間中学校への通学が適当かどうか、学校、家庭と十分相談しながら判断していきたいと考えております。また、既に中学校を卒業した方から夜間中学校の問い合わせがあった場合は、積極的に情報提供をしていきたいと思っております。

○桜田秀雄君

それでは、随時再質問をさせていただきます。

けやきの森公園の買収に関して、先ほど、市長の方から13回にわたって交渉いたしました。こういう中で、その経緯については、議会の中でも丁寧に説明をしていると、このような答弁がございました。私は、今回のけやきの森公園の買収に関して一番関心を持っているのは、今、市長が述べられましたけれども、借地をしていた土地、これ全てについて合意が得られなかったと。だから全部買うことができなかったのだというような答弁だと思うのですが、もっと皆さんにはっきりわかるようにご説明を願いたいと思うんですね。というのは、私たち議会の議員は、皆さんからの提案を受けて、それにゴーサインを出しているわけでごさいます、その解釈を各議員が各自に判断をして市民の皆さんに説明をする。こういうことでは、やっぱり議員として、あるいは、議会として市民の皆さんの信頼を失ってしまう、このように考えています。なぜ全部買えなかったのか、市民の皆さんにはっきりとわかるように具体的にご説明を願いたい、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

全部買収できなかったのかというご質問でございますけれども、先般の臨時議会、6月議会等でもご説明いたしましたけれども、国道から25メートルの分につきましては、先ほど市長の方から答弁がありまして、協議の中で所有者代表相続人の方から、要は、その分については、目的が今現在はないのですけれども、その分については残したい。また、そのほかについては、駐車場用地としての部分はいいですよということで買収をさせていただきました。その全部買えないというものについては、国道から25メートル部分のものが主なものでございますので、その分については、相続人の方から将来的に利用することがあるので、その分については残しておきたいということで、買収の中の面積には入っておりません。

○桜田秀雄君

話を伺いますと、地権者が当初は、今お貸しをしている土地全てを買ってほしいと、こういう意向があったと私は聞いています。結果的にはこうなってしまったと。私は、お金が、いわゆる買収金額が合意できなかったということではないのですか。

○建設部長（横山富夫君）

買収金額とは関係なく、その部分については、地権者の方からそのような要望があったわけでございます。

○桜田秀雄君

あくまでも地権者側の理由、こういうことでよろしいですか。

○建設部長（横山富夫君）

はい、そのとおりでございます。

○桜田秀雄君

次に、情報公開のあり方について、ちょっと質問をさせていただきます。先ほど市長が、交渉経緯について、13回交渉を行ったと、このようにされています。それで、私の方から、八街市の公文書を公開条例に基づきまして情報公開請求をさせていただきました。先ほどあった13回、それについては、職員の名前、これだけが書かれておりますけれども、それ以外は、ここにありますが、全て真っ黒です。黒塗りです。そのほか、地権者の名前、あるいは、鑑定を依頼した業者の名前、全て真っ黒で、これから情報を読み解くことは私ではできませんでした。ここで、公文書公開条例のあり方について、法律論争を行う考えはありませんけれども、この隣に議員用の図書室があります。昨日、ここで、地方自治の業界雑誌でございますけれども、ガバナンスという本を見ていました。そうしましたら、東京で一緒に国の情報公開制度を作るために取り組んでいた友人の記事が目にとまりました。記憶と記録の消失という命題で、今、問題になっております今治市の加計問題に関する内容でございます。要は、今治市の職員が首相官邸に訪問があったのかどうか、国は記録も記憶もないと言っています。しかし、今治市には記録が残っています。これは、八街市も当然でございますけれども、市の職員が出張すれば、旅費の精査や、業務の履行確認等の報告義務がありますから、そうした報告書が出ているからであります。この情報を知り得たのは、情報公開条例によるものでございます。しかし、問題が発覚してからは全て非開示となりました。その理由は、市の公開条例に照らして再度精査をした結果と説明をされております。要するに、条文が動かないんですよ。動かないけれども、行政側の判断次第によっては開示になったり、今まで開示されているものが明日から非開示になってしまうと、こういう状況があるわけですね。いわゆるそんたくをして、国に従うのか、地権者に寄り添うのかが問われている問題なんです。けやきの森公園に関する開示請求に対して、売り主の名前さえも非開示とされました。売り主について、今、ここの議場にいる皆さん、ほとんど、けやきの森公園が誰の所有者か、みんな知っているわけですよ。また、市民の皆さんも、多くの皆さんがこれはご存じだと思います。なおさら、提案説明の中で、市長自らが権利者の名前を出して説明をしているわけです。そうした部分にまでやはり黒塗りにされてしまいますと、やはり市民の目から見れば、何か知られては困ることがあるのではないかと勘繰られてしまうのが、私は世の常であろうと、このように思うんです。実施期間、今回は、建設部が中心となってまとめられたと思うんですけれども、やはり議会の中でどういう説明でどういう議論がされているのか、そういうこともやはり開示の要件として、これはもうみんなが知っているのだからいいのではないかと。売り主のことは、もうみんな知っているんですよ。そういう部分については開示をする。こういう方向があってもいいと思うんですが、いかがか、お伺いをいたします。

○建設部長（横山富夫君）

ただいまのご質問の中で、公文書の9条の2号の分にあたるとは思いますけれども、個人情

報またはプライバシー等の侵害がございますので、その辺は開示できなかったものと考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ、公文書公開条例、これは市民のために作った法律でございまして、市の条例もこれに沿って作られておりますので、今後、こうした情報公開があったときの参考というか、行っていただきたい。このように思います。

次に、市民への説明責任について、お伺いをいたします。議会の中で説明をしていると市長は、丁寧に説明をしてまいりましたと、こう言っています。しかし、私は、広報やちまた、あるいは、ホームページで、そろそろお知らせしてもいいのではないかと、こうお願いをいたしましたけれども、いわゆる事業は、事業を計画して、予算を付けて、そして議会に提案をする。そして、議会の議決を得て行うものであって、決算の認定を経て初めて事業が完結するのだと。ですから、事業完結までは公表できない。このように述べられておりますけれども、たとえ決算委員会で認定されなかったとしても、事実関係は消えるわけではありせんし、事業が否定をされるわけでもございません。

ここに、先ほど市長が答弁されておりましたけれども、けやきの森公園の管理を中止する、平成11年12月号の広報やちまたのコピーがございまして、平成11年10月末に整備事業が終わりまして、11月15日に都市公園として告示したとあります。そして、事業終了後、1カ月後には、市民の皆さんに広報やちまたを通じてお知らせをしています。わずか1カ月後です。事業が終わって1カ月後。来年9月の決算認定後でなければ市民の皆さんにお知らせできないという理由は、私は成り立たないのではないかと、このように思います。公園の開園と同様に、市民の皆さんの税金といえますか、今回はほとんど借金でございまして、一日も早く市民の皆さんにこうした広報活動を行っていただきたい、このように思うのですが、いかがか、お伺いをいたします。

○建設部長（横山富夫君）

議会で答弁したように、防災等の施設整備等がまだ完了しておりませんので、公表につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

決算委員会の認否を経ることなく、なるべく整った段階で公表していただきたいと、このことをお願いしておきます。

次に、けやきの森公園の将来計画について、お伺いをいたします。公園内には健康歩道というものがございます。参考資料としてお配りをさせていただいておりますけれども、この健康歩道の部分、これは買収計画に半分ほど含まれていないと思いますので、行く行くは壊さなければいけない。こういう状況下に現状ではあるかと私は考えております。足の裏は第2の心臓と言われておまして、ネット上で調べてみましたら、国内ではあまりヒットしません。台湾の公園に健康歩道というものがございまして、これは観光名所にまでなっている

と、そういうことでございます。けやきの森公園の中の健康歩道は70メートルほどございますけれども、8種類のさまざまな小石が敷き詰められています。資料にもありますように、バランスロード、けんけんぱの道、たまいしふみふみ、ウエイブ、キャンディーへの道、ちくちくロード、変わる飛び石、そして、八街の名産を形で作りましたピーナッツの道などです。日頃から私は行政に対して、市政には遊び心が必要ではないかと、このように申し上げておりますけれども、どなたのアイデアかはわかりませんが、非常に素晴らしい設備であると、私はこのように考えています。何としても守り抜きたいと思っているのですが、担当課はどのように考えているか、お伺いをいたします。

○建設部長（横山富夫君）

今回の買収面積の中に半分ほど入っておりますけれども、今後、地権者の方と協議してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

ぜひ、市長も今後も、これを壊さないで守れるように、そんな補償した方向で努力をしてほしいなと私も考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

次に、教育の機会均等について、お伺いをいたします。先ほど教育長からお話がありました。法の整備が進みまして、学校で、これまでは、義務教育の中で卒業証書をもってしまった人は、これは夜間中学へ入れない、こういう状況がございました。夜間中学というのは、教育長も若干説明されましたけれども、15歳までの義務教育を受けることができなかった人たちの学校でございます。戦前戦後の混乱の中で学べなかった人、あるいはそうした人たちの中には、在日コリアンの人や中国残留孤児の皆さんもおられます。また、家庭の事情や法律上の不備があって無国籍になった人たちなど、さまざまな人が学んでいます。ところが、この夜間中学校には、義務教育を受け終わっている人は通えませんでした。先ほど教育長からもお話がありました。

全国には大勢の不登校の子どもたちもおります。八街市においても、県平均を大きく上回る不登校の子どもたちが、学業を全うできないまま毎年社会に放り出されております。こうした不登校の子どもたちに、学校は卒業しないことでその子どもたちにマイナスにならないようにということで、そうした配慮から卒業証書は渡されていると思いますが、その点についていかがかお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

日本の義務教育は年齢主義をとっておりますので、15歳を過ぎた誕生日の次に迎える3月31日をもって義務教育は終了といたしますので、卒業証書の方は各学校の校長の判断で認定をさせていただきます。

○桜田秀雄君

学校長の判断でということでございますけれども、これまでは、卒業証書を得られなかった人がいるのかどうかわかりませんが、そういう人は法律上、夜間中学に入ることが

できました。しかし、学業を全うできなかつたけれども、今言われたように、校長の判断で卒業証書を受け取った人は、卒業証書を受け取ったということで義務教育は終了した、こういうことになってしまいまして、通うことができなかつたわけでございます。いわゆる、形式的な卒業生ということになります。

今回の改正で、ようやく卒業証書をもらっていても、不登校だった人も夜間中学校に通えるようになりました。先ほど教育長の方から、八街市については毎年1、2名程度いると、こういう状況でございますけれども、私は学業を全うできなかつたという意味では、中間で1、2回休んだ、あるいは2年間休んだ、そういう子もおりますので、潜在的なそういう児童はもっともっといのではないかと、このように考えております。

夜間中学と言いましても、公立の中学校は、現在では8都道府県に31校しかございません。今回の改正で県に1校以上作ることを目標としておりますけれども、先ほど教育長が言われたように、県内では松戸市など複数の市町村で検討されていると、このようにお伺いをしております。

大変現状は厳しいわけでございますけれども、そうした中で八街市ではボランティアの皆さん方によって、こうした子どもたちへの学習の場を提供しているという事例はあるのか、伺います。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。現在において、八街市ではこのような子どもたちに対してのサポートはしておりません。

○桜田秀雄君

八街市にはないということでございますけれども、隣の成田市は私の同僚議員でございますけれども、そういう人たちが中心になりまして、なかなか食事のとれない子もいるそうでございます。また勉強の関係でもそうした声が結構多いので、ボランティアによるそうした指導というか、そういうことをやっているところもございます。ぜひ、八街市でもそうしたことを検討していただきたいなと思います。

その辺については、教育長はどのようにお考えか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今、議員の方からお話があったのは「子ども食堂」の件かなとは思いますが、八街市としては、今現在としてはその土壌はまだ完全になっておりませんので、今後必要があれば就学援助等も含めながら、その辺も考えていきたいなと思っております。

それと、先ほど就学後のサポートがないというふうに次長の方からお答えいたしました。そのとおりでございますけれども、それ以外に、八街市では進路指導説明会というのを10月に行っております。「未来の扉をあけよう、開こう」という題材でやっておりますが、そこでは定時制の高校、通信制の高校、そしてサポート校、専門学校も含めてさまざまな講師の進路指導を行っております。その中で、サポート校とは、中学の学習が完全に終了し

ていないんだらうということ为前提に、補修等をしっかりやっていただける、そういう学校等もございますので、そこもご紹介させていただいております。

○桜田秀雄君

八街市では、夜間中学について、昨年度は1件そういう相談があったと、そういうふうにお伺いしております。また、こういう相談があった場合には、先ほど教育長の方から市川にある学校ですか、こちらの方に紹介をすることも考えているということがございました。

大変難しい問題だと思うんですが、八街市では夜間中学校を作る、そうしたエネルギーというか、そういうものはございますか。

○教育次長（村山のり子君）

先ほどの教育長の答弁にございましたように、八街市ではなかなか独自にということは難しいと思いますので、今後、問い合わせがあった場合には、丁寧に現在ある市川の方の学校を紹介してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

私は、八街の教育行政について、さまざまな理由で学業を全うできなかった人たち、その後、社会になじめずに家庭でひきこもりに陥っている人たち、こういう人たちにどのように光を当てていくか、このことに大変に関心をもっております。もちろん義務教育が終われば教育委員会が関わることも難しい領域になると思うんですけれども、今回、制度改正がありました。今度は市長と相談しながらいろんなことができる、こういう仕組みもでき上がってまいりました。こうした仕組みの中で、今後こうした問題にどのように取り組んでいくのか、これは市長と教育長の方からご見解を賜りたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。総合教育会議の中で、市長と連携しながら教育委員会は今後方針を定めていくと、昨日もお答えいたしましたそのとおりでございます。今後とも、市長部局の方と連携を取りながらやっていきたいなと思ってございます。

なお、夜間中学校の件に関しましては、私どもも、どのような設置の方法があるのか、どのような設置の手順があるのかということで、まだ完全に理解してございませんので、今後その辺は研究しながら、設置が可能なのかも含めながら、研究はしてまいりたいなと思ってございます。

○市長（北村新司君）

実は、子どもたちは、私は八街の宝だと常々議会でも申し上げております。そうした中におきまして、先般も申し上げましたけれども、教育行政ということでもありますけれども、教育の中立性・独立性には十分配慮しながら、八街市の教育行政を教育委員会とともに推進してまいりたいというふうに、改めまして申し上げる次第でございます。

また、その中で先般、先ほども申し上げましたけれども、子どもの貧困対策の強化ということで、全国市長会でも新たな決議をしております。給付型奨学金の充実あるいは教育費の負担軽減、進学支援の拡充、子どもの貧困対策及び充実・支援をさらに総合的に推進し、国

において必要な財政措置を講じること。このことは、国においてもしっかり対応してもらいたいということの、改めましての緊急決議であったと思います。

市長会におきましても、子どもたちを大切にするというのは、本当になお一層のそれぞれの首長の考えでありまして、そうしたことをもとにして、今回決議されたと思います。私もそのようにしてしっかりその努力してまいりたいと、改めましてお誓い申し上げます。

○桜田秀雄君

ぜひ、市と教育委員会が今度の制度改正を有効に利用しまして、そうした問題に取り組んでいただきたいと、このことをお願いしておきます。

次に、3、道路事業に入りますけれども、質問の前に、平成27年3月議会で質問させていただきました409号沿いのポーリング場先の道路にはみ出している屋根の撤去について、先日ようやくはみ出している部分が撤去されました。はみ出しているというか、もともとそこにお店があって、その後409号の拡幅あるいはかさ上げがあって、ああいう形になったのだろーと思います。私がこの身長でも歩いていると頭をぶつけるのです。僕もぶつけた経験があります。いろんな人に聞くと、結構あそこは頭をぶつけるよ、歩きながらね。そういう話がございました。

そうした状況からすると、もうここ4、50年間あの状態で放っておかれていたと。私がここに来たのは昭和58年ですから、その時点ではそのようになっていました。残念なことなんですけれども、昨日、ここで自転車に乗っていた子どもたちが屋根に頭をぶつけて、救急車で搬送されたと、そういう事態が起こって初めて物事が動き出した。そういうことで、先月だと思うんですが、この屋根の一部が撤去されました。

そうした意味で、4、50年前からそうした事故が起こることを予見されていたにもかかわらず、我々は安全・安心と普段議会で言いますけれども、そうした立場の人たちがこれに対応できなかったということは、誠に残念でありますし、私も市民の皆さんにおわびをしなければいけないと、このように思っております。

市道の形態やあるいは構造上の問題で、こうしたことが二度と起こらないそうした意味を込めて、若干道路問題について質問をさせていただきます。

(1) 道路改良計画、①市道三区43号線の交通量及び改良計画。

三区43号線でございますけれども、バイパスの一部供用開始をされたために、大変今道路が混みあっています。成東酒々井線の方から向かいますと、今まではタクシー会社のところで右折する車両は皆無とっていいか、ほとんどありませんでした。バイパスが一部通りましたので、今度はあそこで曲がってバイパスに入るということで、1台右折車両がいると、もうあとは通れないんですね。対向車も多いですから、下手をすると信号1回待つのに1台しか通れないと、そういう状況がございます。また、ごらんのように、43号線は歩道が全然ありませんから、私もあそこを通るときには、大変申し訳ないですが、市の職員のお宅の畑の上を歩いていると、こういう状況がございます。

そうした意味で、大変難しいと思うんですが、ぜひとも長期計画の中にそうした歩道の整

備等を入れていただきたいなど、このことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

交通量が多くなってきたというのは把握しております。また、歩道整備の計画ということでございますけれども、1、2級市道につきましても歩道が設置されていないところがございますので、今後検討してまいりたいと考えています。

○桜田秀雄君

よろしく願いいたします。

②市道三区42号線については、先ほど市長も答弁されましたように、八街バイパスを横切りますので、私は市の、地元の要望はございますけれども、やっぱりバイパス事業に合わせてやっていくのが、財政をうまく使っていく、そういう意味ではいいのではないかなと思います。ぜひ、八街バイパスの工事、これが着工されたときには、あわせて整備をしていただきたい。このように考えております。

次に、③市道吉倉1号線の整備計画でございますけれども、これは県道川上線、吉倉集会所から右に入る細い道路でございます。私も風の村に抜ける際には時々利用しています。軽自動車がやっと通れる、こういう道でございます。舗装の終点の近くで、昔は寺子屋があったそうでございます。ここに新たな建物を建てまして、民泊を始められた方がおられます。主に外国からの旅行者を受け入れていると、このようにお伺いしております。

先日、通りがかりに寄ってみましたら、規模は小さいですけれども、プールやドックラン、あるいはレジョンという、フィリピンではポピュラーないわゆる子豚の丸焼き、今、一遍に10頭の子豚を丸焼きにできるこういう設備をつくってございました。これからさまざまな設備を整備して、街の活性化に協力をしていきたいと、このようにおっしゃっておられました。

しかし、何分道路が狭くてくねくねしておりますと、大変にその辺について将来に不安をもっておられます。私も対向車に遭遇したときには、バックせざるを得なくて、あの細い道をバックするのですけれども、本当に怖いんですね。ぜひとも、その辺について、整備計画を立てていただきたいと、このように思うんですが、再度のご答弁をお願いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

吉倉1号線につきましては、片側が法面で、また片側が田んぼの方の法面になっております。そういう面から考えますと、それを整備するにあたってはかなりの整備費がかかると、また用地についても協力をしていただかないとできないということでございますので、今の段階では難しいものと考えております。

○桜田秀雄君

この舗装の終点部分、あそこは水が出て大変困っておりますので、あの辺の整備あるいは車の待避所、この程度は検討していただきたいと思います。過去においては、舗装部分においてトラクターが転倒いたしまして、そのトラクターの下敷きになって死亡したと、こういう事例も伺っております。また、ふなれな通行車が通りますと、いわゆる脱輪したり轍には

まりまして、真夜中に助けくださいというふうに近いの民家に来られるそうです。

ぜひとも、市が管理する道路でございますので、通行止め等の対策をとっていただければ、ある程度責任逃れもできると思うんですけども、そうでなければ、再び大きな事故が起こりかねないと、このように考えておりますので、ぜひとも長期的にはそうした整備計画を立てていただきたいと、このことを要望いたしまして、私の質問は終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後1時10分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、1、教育行政について、それから2点目に安心して子育てのできるまちに、3点目に第7期介護保険制度について、3点にわたって質問するものであります。

まず初めに、1、教育行政についてであります。

（1）新教育委員会制度導入にあたって質問するものであります。

2015年4月から施行されました新教育委員会制度は、2つの点を改悪しております。1つは、全ての自治体に教育の基本計画である大綱の策定を義務付けたこと。また、その策定の権限を市長に与えているということです。もう1つは、教育委員長を廃止して、新教育長に権限を統合し、市長の直接任命としたところであります。

そこで、市長にまずお伺いいたします。①市長の権限と大綱の策定についてであります。

これまでの教育委員会制度は、戦後、子どもたちを戦争の犠牲にすることはならない、この反省から、国が教育内容の細部まで規定し監督をすることなく、教育は地方自治であるということ。また、住民の教育に対する意思が反映すること。そして教育行政の一般行政からの独立を原則とする地方教育行政制度として創設されております。このことによって、教育の自主性、自立性を確保しつつ、国民の学習権、教育を受ける権利を保障してきたものであります。

今回の新たな教育委員会制度では、自治体の長の権限を強化し、教育方針となる大綱には市長の考えを盛り込むことが可能となったわけであります。教育の自主性、また中立性、そして安定性は保障されるのかどうか。その辺について、まず市長にお伺いするところであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正後におきましても、第21条に規定された教育委員会の職務権限や地方自治法上の執行機関としての位置付けは変更されないことから、引き続き、教育委員会は地方公共団体の教育行政を、自らの責任と権限において管理し執行する機関であります。

総合教育会議において、「教育の大綱」等について教育委員会と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会となりますので、教育の自主性、中立性、安定性は、これまで同様、保障されるものと考えております。

○丸山わき子君

今、保障されると、実施するのは教育委員会なんだから保障されるんだという答弁がございました。しかし、大綱は国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定めるとしているわけですし、例えば愛国心教育を推進するなど、教育の内容に踏み込んで市長が策定することも可能であるわけです。教育委員会が行いますと形だけになり、市長が直接教育に介入することを容認する。教育の政治的中立性を脅かすことになるのではないかと、こういう心配が私はございます。

市長の影響力が強まれば強まるほど、また市長が変われば方針がその都度変わる。こうした確率が高くなるのではないかと。市長や教育長の権限を強化するということは、個人の意向が反映されやすくなるということでもあり、裏返せば教育行政の安定性あるいは継続性は、これまでよりも低下するというふうに思うわけですが、市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

何回も申し上げているところで大変恐縮でございますけれども、教育における首長の権限は一定程度強化されることとなりましたが、これにより責任体制を明確化するとともに、首長と教育委員会の協議の場が正式に設置されましたことで、子どもの育成、地域で支える施策などについて、連携をさらに強化できると思っております。先ほども申し上げましたとおり、今後におきましても、教育の中立性、独立性には十分配慮しつつ、八街市の教育行政を教育委員会とともに推進してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

現市長の間はその立場で行くという確認でよろしいわけですね。

やはり、教育というのは子どもたちの社会全体の営みであるというふうに思います。政治が何よりも行うべきは、教育条件の整備によって子どもの学ぶ権利を保障することだというふうに思います。政治が教育内容に介入、支配するなどということは、決してあってはならない、このように思いますので、改めてこのことを強く要望したいというふうに思います。

次に、②の新教育長の所信表明、それから、③の地域住民とともに進める教育行政につきましても、後日、議案質疑の中で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、次に（２）の教職員の長時間勤務の解消についてであります。

この問題につきまして、私、６月議会でも、市内小・中学校の先生方の長時間労働に関して、改善を求めたところでありますが、教職員の勤務時間の把握と軽減、また部活動への適切な運営、そして加配職員の確保、これは、①来年度は改善されていくのかどうか、その辺について、まずお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教職員の勤務時間の把握につきましては、今年度中に全小・中学校にパソコンを使って簡単にデータの集計ができるタイムレコーダーを設置してまいります。

平成３０年度からは、タイムレコーダーの記録に基づき、長時間労働をしている教職員に対し、指導や対策を講じ、長時間勤務の解消を図っていきます。

部活動につきましては、週１回の休養日を設けたり、土日のいずれか１日を休みにするなどの指導をしております。部活動指導員の導入につきましては、学校の現状や既に外部人材を活用している市町の状況を調査し、検討してまいります。

加配教員につきましては、千葉県教育委員会から、少人数指導のための教員１６名を含め、合計３６名の加配教員を配置していただきました。来年度もさらなる人員の配置を要望してまいります。また、八街市独自で特別支援教育支援員２３名を含め、合計４３名の非常勤職員を配置しております。

来年度も各学校の実情に応じ、必要な人員を配置し、児童・生徒へのきめ細かな指導と同時に、教職員の長時間勤務の解消に努めてまいります。

○丸山わき子君

今、教育長の方から改善に向けた方向が示されたところであります。ちょうど６月議会が終わった頃、６月２２日付で文部科学省からは「学校現場における業務改善に係る取り組みの徹底について」という、こういう通知が出されております。

これに基づいて、当然教育委員会は改善に向けた方向性を示されたんだと思いますけれども、教育委員会における学校に対する業務改善の方針、この策定もしなさいというふうに、この通知の中では示しているわけですが、この方針は策定されたのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。今、教育委員会といたしましては、各学校の校長先生方とはもちろんですが、私の方で今後足しげく各学校に向けまして、各学校の実情に応じた教職員の勤務時間の縮減に向けて聞き取り調査を、今後私の方でしていきたいなと思ってございます。それに応じて、各学校の対応をまとめてみたいなと思ってございます。

○丸山わき子君

６月にこれが出まして、まだ取り組んでいないというのはあまりにも遅過ぎるのではないかと。やはり、もう来年度に向けて新たな取り組みが求められていると。もう学校の現場の

先生方は本当に大変な実態、状況の中で、教育活動をしなければならないというような点で、一刻も早くこれは取り組まなければならないし、解決しなければならないと。そういう点では、来年度、新年度を迎えるにあたってのどれだけの準備がされているのかという点での、今回の私の質問なわけでございますけれども。

そういう点で、各学校に労働安全管理体制の整備、これは万全を期すことというようなことで通知もされております。こういった体制づくりはされているのかどうか、その辺についてお伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会、これが11月28日に新しい時代の教育に向けた学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する方策に関して、中間のまとめが出されました。

教員の長時間労働の是正や多忙化の解消に向けまして、国や教育委員会、学校が取り組むべき方策のうち、教育委員会が取り組むべき方策として、所管する学校に対しまして、時間外勤務の削減に向けて業務改善の取り組みを支援すること、域内で統一して実施できるものはできる限り市町村や教育委員会が担うようにすること、ICTの活用による業務の効率化なども求められております。

この方策の中で、八街市教育委員会として、中教審の最終答申を待たずに、現時点でできることから実施してまいろうと考えております。

今後は、タイムレコーダーによる教員の勤務体制を把握し、各学校と勤務時間の削減に向けまして、引き続き校長会でお願いするとともに、各学校と対応策を個別に話し合える場をもってまいりたいと考えております。また、地域ボランティアの活用がどのような場面で可能化も検証してまいります。

ただいまご指摘にありました労働安全についてを含めまして、これにつきましても同様に考えてまいります。

○丸山わき子君

先ほど教育長が、自らが各学校に出むいて実態調査をするというような話がございました。現場の先生方のそういった生の声をぜひ聞いていただきたいと。このことで、ただ勤務時間が長いだけでなく、なぜこれだけ長くなってしまうのか、なぜ長時間労働にならなければならないのかと、そういう根本問題までもきちんと把握していただいて、一日も早くその解決に向けての取り組みを進めていただきたいと、このことを申し上げておきます。ぜひ、新年度からは新たな取り組みができるという方向での報告をいただきたいというふうに思います。

次に、2、安心して子育てのできるまちにということで、これは、（1）父母負担の軽減の対策についてであります。

この間も、私、就学援助の拡充に関しあるいは対応について、取り上げてきたところでございますが、今回は、①就学援助費の拡充・給食費の支援についてであります。

子どもの貧困は6人に1人ということで、一刻も早く解消すべき課題となっております。平成26年に閣議決定された「子供の貧困対策による大綱」では、就学援助の適切な運用、活用、充実を図るよう求めています。就学援助制度の全国平均の利用率は16パーセントとなっておりますが、本市はこの利用率は小・中ともに7パーセントと、全国平均の半分以下と、大変低くなっているわけです。

困窮する家庭の支援を進めるために、認定基準を生活保護基準より引き上げ、利用率をせめて全国平均にまで引き上げることが必要と思うが、いかがか。

また、給食費でございますが、この給食費の滞納児童・生徒は、前年度より、平成28年度の決算では200人ほど増えているということが明らかとなりました。保護者負担の約4割を占める学校給食費に対し、全国の約3割の自治体は既に無料化あるいは軽減などに取り組み、安心して子育てができる環境を整備しております。

滞納児童・生徒の増大を見逃ごすことなく、父母負担軽減を検討すべきであると思いますが、その辺についての答弁をいただきたいと思っております。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学援助制度の適切な運用、活用・充実につきましては、平成29年度からクラブ活動費の追加、入学準備金の入学前支給を実施いたします。また、新たに入学する児童の家庭に対しましては、就学時健康診断の際に文書を配布するとともに、説明を実施し、希望者には相談会も行っています。

既に入学している児童・生徒の家庭に対しては、各小・中学校の4月と9月の学校便りに就学援助制度について掲載をお願いして、周知に努めております。

給食費については、学校給食法第11条に基づき、保護者の皆様にご負担していただくものと定められており、徴収された給食費は全額、賄材料費として食材の購入に充てています。人件費や光熱水費、施設維持管理費などの経費については市が負担をしていますが、市の財政状況を鑑みますと、給食事業にさらなる繰り入れをすることは非常に困難な状況にあります。

滞納整理や学校での面談において、給食費の支払いをお願いしているところですが、給食費の支払いが厳しいという世帯につきましては、就学援助制度についての説明もしております。

今後も、学校と協力しながら就学援助制度の適切な運用、活用・充実に努めてまいります。

○丸山わき子君

その就学援助制度が充実していなければ、学校給食費も対応できていけないというのが実態ではなかろうかというふうに思います。

そこで、私、市長にこれをお伺いいたします。決算委員会の総括質疑のときに、私はまち・ひと・しごと創生事業に関して、呼び込み方の定住人口を増やすというやり方はもう限界であると。若者が働ける場所、安心して子育てのできる、暮らせるまちづくりをという質

問をしたわけですが、そのときに市長からは、新成人との対談で、子育て支援、子育てしやすいまちづくり、これが一番大きな意見があったと、子育てしやすいまちづくりなら行ってみようという気になるから、ぜひ子育て施策について充実してくれという、そういう意見があったと、そういうことを市長は言われたわけですね。

それで、市長は、今、児童医療助成制度等々をやっておりますけれど、さらに充実した子育て支援あるいは教育環境の整備、これはやりますということで、成人者の皆様方にお誓いを申し上げたところでありまして、それを聞いた若い人たちが、そういったまちづくりなら希望がありますということで、大変いい意見交換をしたところなんですという、こういう答弁をいただいたわけですね。

先ほども子育て支援ということで質問がございましたけれども、義務教育が終了するまで子育て支援に対する取り組みは必要ではないかというふうに思うわけです。そういう点で、市長に、例えば学校給食費の未納が今増えている中で、今何を求められているのか、払えきれないという世帯が増えているわけですから、取っかかりは全額の給食費の無償化ではなくても軽減をしていく、段階的に軽減をしていく。例えば第3子のいるご家庭では、給食費は半額にします、あるいは第2子の世帯から半額にします、そういった取り組みも必要ではないかなというふうに思うんですね。あるいは母子家庭、父子家庭、そういった世帯に対する暖かい取り組みが今求められているのではないかなど。ああ、八街市に行けば本当に住みやすいな、子育てしやすいな、このように見えるそういった施策が必要ではないかなというふうに思いますが、市長、その点についてのご見解、伺いたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。就学援助費につきましては、日頃から弾力的な運用、丁寧な説明を行ってきているところでございますが、援助率の向上にはつながっておりません。このために、就学援助費の拡充を図るにあたりまして、近隣市町を参考に、どのような弾力的運用が八街市として適切な方法であるか、またあわせて家庭の収入状況のモデル例を掲載した就学援助制度のお知らせを、1月中をめどに全家庭に配布することを、担当課に指示したところでございます。

今後とも、家庭の収入などによりまして、児童・生徒に不都合が生じないように、適切に対応してまいりたいと考えております。

○市長（北村新司君）

先ほど丸山議員さんから、成人式の際の意見交換等についてお話がございました。私も若い人たちの意見だということでしっかり受け止めまして、皆さんが八街市に住んでよかったというようなまちづくりをしたいということで、改めまして、先ほど丸山議員が言ったような内容のことを説明し、これから若い人たちが子育てにあたる場合は子育てしやすいまちづくりということで、必ず努力しますということで、お誓い申し上げたところであります。

そして、今実は先ほども何回も何回も申し上げているのですけれども、全国市長会でもこのことは本当に緊急の課題ということでありまして、これは今まで初めてなんですけれども、

子どもたちのための緊急決議をといたのをやったのですが、これは、まず今までかつてないということを経験したところからでございますけれども、全ての子どもたちが健やかな育ちを目指すということは、これは市長会の合い言葉に今はなりつつあります。

いろんな項目につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、1つについては、「子どもの貧困対策の強化は必ず国において必要な財政措置を講じる」ということで、緊急で決議しております。私といたしましても、そうした国との考え方もいろいろ整理しながら、八街市でできることをしっかり努力してまいりたいと、改めましてお誓い申し上げます。

○丸山わき子君

まず1点は、就学援助費に関しまして、担当課の方で努力されているということの答弁いただきました。ぜひ、拡充をし、多くの世帯がその就学援助費制度を活用できる、その方向で引き続き検討いただきたいということをお願いいたします。

それから、市長の答弁をいただいたわけですが、先ほどの山口孝弘議員の質問の中でも、八街市は子育てに対する独自支援がないと、そういう制度がないんだということ、改めて答弁を聞きながら、これでは本当に魅力を感じないなというふうに思います。

義務教育の中で、各ご家庭では、子育てに対する本当に教育費というのは大きな比重をもっているわけで、そういう中で例えば学校給食、先ほどはもうそういうふうに決まっているから、どうしても父母の皆さん負担していただくんだということをおっしゃっていただけますけれども、しかしながら、各家庭のそういった困難な状況をカバーするために、もう既に全国的には3割の自治体が無料化あるいは軽減に取り組んでいるわけですね。八街市でもそういった点では、こういった給食費の軽減に向けてぜひとも検討をいただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いいたします。

そういった点では、学校給食費の軽減に向けても、検討課題の中に入れていただけないかどうか、その辺について、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先進地の事例をしっかりと研究調査しながら、八街市で何ができるか、しっかりと検討しながら努力してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

学校のこの給食というのは、食育という教育の一環であります。ですから当然この立場からいけば、給食費をいただいてというのはおかしいのではないかと。そういう意味では義務教育である学校給食の中で、食育というのがきちんと保障されていく、そういう取り組みをぜひ進めていただきたい。このことを重ねてお願いする次第であります。

次に、（2）児童館についてであります。

これも長いこと児童館建設をしていただきたいということで取り組んでまいりまして、やっと平成30年度に建設計画というような市長の答弁がございましたが、今後の、①建設予定の計画と具体化をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域における児童の健全育成の拠点である児童館の建設につきましては、平成30年度を目標に設置したいと答弁してまいりました。

児童館は、子どもたちの居場所として、また、子育て支援の拠点として、自然に恵まれた本市の特色を活かしたものにしたいと考えておりますが、このたび、市内在住の個人の方から中央公園、老人福祉センターに近接する土地を、本市の子どもたちのために活用してもらえるのであれば寄附をしたいとお申し出がございました。自然豊かな環境と高齢者との世代間交流など、子どもたちにとって魅力的な活動ができる大変理想的な場所でありますので、ご寄附をお受けいたしまして、児童館として有効活用させていただくことになりました。

このような、市民の方のご厚意にお応えするためにも、引き続き、安心して子育てができるまちづくりを推進してまいりたいと考えます。つきましては、今後、平成31年度中の開設に向けて、計画的に手続きを進めてまいりたいと考えます。

○丸山わき子君

平成30年度ということでありましたけど、いろいろな手続上、平成31年度に開設するというので、本当にお母さん方あるいは子どもたちが待ち遠しく思っている施設であります。ぜひ計画どおり進めていただきたいというふうに思います。

それと同時に、八街市はこの間、建物は建てるのですが、駐車場がいつも手狭で、混乱が生じていると。例えば中央公民館、図書館、ここも駐車場が大変手狭で、このところ大きな行事があるのですけれども、車は止められなくて中央公民館の外の全く民間の土地をお借りして、そこに車を止めなければならないという、そういう状況がございます。

この児童館建設にあたりまして、現在でも老人福祉センター利用者の駐車場がない。あるいは中央公民館の駐車場がなくて大変不便な状況がございます。今後、児童館ができ、老人福祉センターと中央公園という3つの施設があるわけで、その駐車場確保というのは考えなければならないのではないかとこのように思いますが、その駐車場確保について、市長、どんなふうにお考えでしょう。

○総務部長（山本雅章君）

スケジュールにつきましては、先ほどの市長答弁のとおりになるかと思います。具体的に話を詰めていく中で、そういった駐車スペースなども設けられるような配慮を、計画の中で考えていきたいと思っております。

○丸山わき子君

じゃあ、スペースというよりも駐車場として、老人福祉センター、児童館、それから中央公園、この3つの施設が利用できるような大きな駐車場をきちんと確保できるということで、その3つの施設の駐車場を確保する方向で検討するというので、よろしいですか。

○総務部長（山本雅章君）

ちょっと言葉が足りませんで失礼をしました。今回ご寄附をいただける土地につきまして

は、それほど大きな面積ではございませんので、まず、ひとまずは児童館用の駐車スペースを確保できればといったところでございまして、中央公園、老人福祉センターの駐車場につきましては、また別途考えていく必要があるものと思います。

○丸山わき子君

これは、開設と同時に駐車場も確保できているという方向で、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

今、話はちょっと飛んでしまいますけれども、中央公民館あるいは図書館も駐車場が手狭で、本当にこれも何とかしてほしいという声が上がっているわけですね。そういった点では、検討はされていませんか。

○教育次長（村山のり子君）

中央公民館の大きな行事のときには、狭いということで大変ご迷惑をかけているような状態でございますが、その際には、ご存じのように民間の駐車場をおかりしまして、関係者の車はなるべくそちらに入るようにしております。また、バスターミナルの跡地が今後利用できるということですので、またそちらの方もあわせて使用していきたいと考えております。

○丸山わき子君

民間の駐車場といっても、整備されていなくて大変危険です。ここに年配の方が車を止めて乗りおりするのは本当に足元が危ないなという、そういう状況のところですね。ぜひそういう点では、民間のその土地をお借りできるならば、お借りできるような方向で整備していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この児童館建設にあたって、市民の皆さんあるいはお母さん方、あるいは高校生まで利用できるわけですから、児童館というのはね。そういった幅広く、②利用する方々の要望、意見の反映、これはぜひしていただきたいと。やはり、市民の皆さんが自分たちで作り上げて、お金を出すのは市ですけども、利用する皆さんが、この施設だったら使いやすいや言えるような、そういう施設にしていっていただきたいというふうに思うわけですが、その辺についてはどんなふうにお考えなのか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域全ての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館につきましては、平成27年に就学前児童及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査を行い、充実を図ってほしい市のサービスとして、「親子が安心して集まれる身近な場が欲しい」、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」など、高いニーズ結果を得ておりまして、児童館設置に関しても関心が非常に高くなっております。

このようなニーズ調査の結果を踏まえながら、安心して子育てができるまちづくりを、さらに進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

これは、建設にあたりましては、今も市長が言われたように、大変期待が高まっております。

す。市民の声を活かした施設づくりというところに重点を置いていただいて、ぜひ取り組みを強めていただきたいというふうに要望いたします。

次に、3、第7期介護保険制度についてお伺いするところであります。

来年度は、第7期の介護保険制度が始まるわけでございますけれども、新たな第7期に向けて、介護保険制度関連法、これが改正され、改正というか改悪されているわけですね。

(1) 市民への影響についてお伺いするところであります。

①介護保険料あるいは利用料、利用サービスについて、どのような状況になるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

来年度から始まる第7期介護保険事業計画における介護保険料につきましては、現在、策定作業を進めているところでございますが、介護保険料の設定は、給付実績とサービス利用者増による介護サービス見込み量を勘案し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含めたアンケートにより、地域の課題を的確に把握し、地域の実情に応じたサービスに過不足のない必要なサービス量を設定することにより、今後、国から示される介護報酬の改定等を踏まえるとともに、介護給付費準備基金を活用し、できる限り過度な負担とならないよう適切な保険料設定をまいります。

なお、低所得者の方の保険料軽減制度については、国の制度に準じて負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、介護サービス利用料につきましては、平成30年8月より現役並みの所得のある方については、利用負担割合の見直しにより、自己負担額が3割に引き上げられることも予定されておりますが、月額4万4千400円の自己負担限度額が設定されており、限度額を超えた分は払い戻すものであります。

利用者の方の負担軽減制度としては、高額介護サービス費の支給や施設利用の方の食費・居住費の負担減免の補足給付などで対応し、引き続き、現行制度の中で利用者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

八街市の介護保険料というのは、県下7番目に高いわけですね。滞納はワーストワン。これは2番目の浦安市よりも約1.5倍ほど滞納者が多いわけです。2番目以降は三桁の滞納者ですけども、八街市は四桁の滞納者となっています。到底、ここで介護保険料を引き上げる状況ではない。こんなことは明らかだというふうに思います。

介護保険の基金は約2億円あるというふうに思いますけれども、この基金を活用して引き下げをぜひとも実施していただきたいというふうに思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

平成30年度からの保険料につきましては、第6期の給付実績と第7期介護サービス費の

見込み数量等を勘案しまして、保険料の算定をしてみたいと考えております。

今お話のありましたとおり、介護給付費準備基金の活用を含めて、被保険者の過度な保険料負担増にならないように考えてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

過度の負担にならないという答弁でございましたけれども、今のこの2億円を活用しても、さらなる引き上げをしなければならぬという内容だというふうに思いますけれども、一体どのくらいの保険料の引き上げになるのか、その辺についてはどのようにご検討されるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

ただいま介護保険料につきましては、保険料の額の検討を行っておるところでございます。また、国の制度の方もまだはっきりしておりませんので、具体的にはまだ出ていないという状況でございます。

○丸山わき子君

今でさえ、介護保険料を払いたくても払えない実態があるわけで、さらに保険料を引き上げれば、もっと払えない世帯が増えてくるのではないかと、こういう状況をどのように今後対応しようとしているのか、その辺についてはどんなふうにお考えでしょう。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

滞納者に対しましては、きちんとした親切丁寧な制度へのご理解を求めていきたいと考えております。

また、保険料につきましては、先ほども申し上げましたとおり、介護給付費準備基金の活用を含めた上で、検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

この介護保険料というのは、全く収入のない方にも保険料をお願いしているわけでして、全く収入のない方々にまでも、この引き上げでさらなる介護保険料をお願いしていくと。あるいは本当に年金がぎりぎり生活している方々に対しても、保険料の引き上げをお願いしがいかなきゃならないと、とんでもない話だというふうに思います。

これは、もう本当に、国民健康保険制度が制度として成り立たなくなっている状況と全く同じ状況を、介護保険が追いかけているというふうに思います。そういう点では、これは国の方がどんどんと制度改悪を進めているわけで、絶対に保険料が引き上がる方向での改悪はするなということを、これを国に厳しく言うていく必要があるのではないかとこのように思います。

それから、サービスの問題なんですけれども、今回の国の方の改定では、2019年度末ということで期限を切って、要介護1、2を介護給付サービスから外して総合事業に移すことが検討されているわけです。この間、要支援1、2が介護給付サービスの対象外となったわけなんですけれども、本市ではどのくらいの方々がこの介護保険のサービスの対象外となるのか、その辺についてはどのようにご検討されているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

要支援1、2の中の方が総合事業に移ったということで、介護サービスの対象にはなりません。総合事業の中で同様のサービスを同料金で受けられるものと考えております。

○丸山わき子君

全く同じ制度は利用できないわけですね。介護の要介護1、2の方と、それから要支援1、2の方が、今度から介護保険制度から外されるわけですが、その方々は一体どのくらいの割合の方々になるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

平成29年10月末現在の状況で、全体の介護認定者が2千566人おります。そのうちの要支援1、2、要介護1、2の方をあわせて1千582人ということで、61パーセント程度になると思います。

○丸山わき子君

6割の方が、介護保険料を払っても介護保険サービスは利用できないということになるわけですね。これはもう制度としては成り立たないと。これはゆゆしき問題であるというふうに思います。この介護保険がもう制度としては成り立っていないのに、保険料を市民から取り立てる。これはもう本当に国家的詐欺だというふうに、私は言わざるを得ないというふうに思います。

それから、一律1割だった利用料についても、一昨年は一定所得の人には2割に倍加させると。さらに、今回の改定で3割負担を導入すると、とんでもない話だと思います。それから、訪問介護の生活支援に対しては回数制限を導入すると、また福祉用具や住宅改修などは自己負担にするということで、介護保険からサービスをどんどんと外していく。これでは市民は保険料を払い、それから負担増を払う、もうとんでもない制度になっていくわけですね。

こういった国が進める介護保険制度に対して、このまま黙っているわけにはいかないというふうに思うわけですが、市長に、今の介護保険制度を改善せよと、この声を上げていくときではないかというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、全国市長会でも介護保険制度に対する提言ということで申し上げております。

なお、財政運営については、将来にわたって各自治体の財政負担、被保険者の保険料負担が過重にならないよう国で負担割合を引き上げること。また、保険者のせめによる要因による第1号保険料の水準格差の調整を行う調整交付金についても、本来の機能が損なわれないようにすること、もう1点でございますけれども、低所得者に対する介護保険料、利用料の軽減施策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう抜本的な見直しを行うということで、決議されております。

こうしたことを、今後とも国にしっかりと発言してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

それと、いまひとつ、国からの交付金加算に関する問題で、これは自治体で自立支援や給

付効率化の達成度を国が採点して、その達成度が高ければ交付金は高くしますよ、多くしますよ、こんな制度を導入しようとしているわけですね。ということは、各自治体に介護の切り捨てを競わせる、こんな制度にしようとしているわけです。こういった点についても、自治体長である市長は黙ってはいならないというふうに思います。

確かに全国市長会でもいろいろと意見を上げているようですけれども、この八街市からも、こういった制度では困るんだという厳しい意見を、これは市長名で出すべきではないかなというふうに思います。市長、いかがでしょう。

○市長（北村新司君）

このたびの決議した提言については、今、全国会議員に全国市長会の要望として提出してあります。このことを踏まえた中で、私どもは、これからしっかり市長会として努力してまいります。

○丸山わき子君

次代を担う子どもたちが、本当に安心して暮らせる、また子育てできるまちづくり、またこの街に対して一生懸命働いてきた高齢者が安心して暮らせるまちづくり、それを一歩、二歩と大きく進めていただくために、ぜひとも具体的な取り組みを再度求めまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は安心のまちづくり、健康増進問題、子育て支援、マイナンバー制度、4点にわたって質問をいたします。

初めに、1、安心のまちづくりについて伺います。

(1) 雨水対策について、①調整池の確保ということで質問いたします。

大雨のたびに道路が冠水するしまむら、中央中学校周辺及び大関地域等について、今までにないような豪雨が降ったらどうなるのかと、住民の皆さんは不安を募らせています。

調整池の確保を早急に求めますが、その計画を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、台風やゲリラ豪雨等の集中的な大雨により、大関調整池の上流地域で道路冠水が起

きている状況でございます。上流となる市街地に調整池を検討しているところでございますが、用地確保の問題や整備後の臭いや害虫の発生等の問題もあり、整備が難しいものと考えております。

市街地に調整池を整備するのは困難なことから、今年度、西林地先の日建リース工業付近に、道路の冠水対策として調整池を整備したところでございます。また、大関調整池への流入を軽減するため、上流にあたる大関地先に調整池用地の確保に向け、土地所有者に協力していただけるよう交渉を進めているところでございます。

今後も調整池の整備を行い、冠水箇所の解消に向け進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今、大関地域の解消に向けて調整池を確保する、そういう努力がされているという答弁でした。これは、五区の雨水もそっちの方に行くということで、ある程度というか大分対策ができるかと思うんです。しかし、今の説明でしたら、中央中学校周辺、またしまむら、そのあたりはどうなるのかなということで、この辺の地域の方たちが早く対応してほしいということをおっしゃっています

それで、以前も私たち日本共産党市議団が提案したことがありますけれど、抜本的なその周辺の冠水対策として、実住小学校の校庭の下に調整池を設置してはどうかと思うんですけれど、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

実住小学校の校庭といいますか、実住小学校の裏の第二グラウンドのことだと思いますけれども、その辺もまだ今現在スポーツ少年団等の利用者がおりますので、地下埋設、地下貯留槽であれば上でスポーツ等をするのは可能でございますけれども、用地等もございますので、その辺については検討してまいりたいと考えています。

○京増藤江君

やはり、中央中学校の前、しまむらの周辺は通学路でもありますし、そして街の真ん中でいつまでこんなことが解決できないのかという、そういう住民の皆さんの怒りに、本当にもう早くということで声が上がっておりますので、ぜひそういう計画を立てていただきたいと思います。

次に、（２）交通安全対策についてです。①1区50号線変形五差路からスイミングクラブまでなんですけれど、ここには「速度を落とせ」という道路標示が設置されました。しかし、その後も事故が何回も起きております。附近の方々から、これだけ事故が起きたら、今に大きな事故になる、早く何とかしてほしいという声が上がっています。

抜本的対策について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の道路は、道路幅員が狭い上、曲がりも多く見通しが悪い区間があることは把握しております。

しかしながら、道路拡幅整備となりますと、隣接地権者の協力も必要不可欠であり、多くの時間と費用が必要となることから、整備は難しいものと考えております。

今後の安全対策としまして、現在の道路内で対応することができる路面表示あるいは注意喚起などの整備を検討してまいります。

○京増藤江君

今後は路面表示などで注意喚起をしていくということなのですが、もう既に何回も事故が起きています。一刻も早くこれは対策を立てなければ、本当に大きな事故になってしまうということが心配されているわけですね。

これは、そういう対策がされてどのような結果になるのか、本当に事故が起きないようなことができるのかどうか、その点をお伺いします。

○建設部長（横山富夫君）

1区50号線のところからスイミングの信号までの間だと思いますけれども、その間につきましては、何とか路面表示等も何回か表示の施設を設置したところでございます。また、その中で、今議員がおっしゃるように事故が多いということでございますので、今水路側の方にガードレールが設置されていると思うんですけれども、その辺について注意喚起で、夜光するようなものの設置、カーブ等がわかるようなジェネレータというものを付けて、注意喚起をしてみたいと考えています。

○京増藤江君

注意喚起、本当にそこを通行する方たちが、狭いだけに譲り合ったり、またその注意喚起に従って運行していくと、そういうことができるように、ぜひ効果的なそういう注意喚起をお願いしておきたいと思います。

次に、2. 健康増進についてでございます。

(1) 予防体制の強化について、まず、①給食のアレルギー対応について伺います。

アレルギーがある子どもに対して、安全のために給食センターや学校と家庭等の連絡がとられております。食物アレルギーへの対応が必要な場合、年1回は医者からの診断書が各家庭から提出されているのか。各学校の実施状況について伺います。また、アナフィラキシー等、緊急な際の対応について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校においては、学校保健安全法に基づき、毎年4月に保健調査を行い、児童・生徒の健康状態の把握をしております。

食物アレルギーを持つ児童・生徒については、保護者面談を実施し、また学校生活管理指導表を医師に記入していただき、学校、家庭で個別の支援方針を共通理解の上、必要な配慮を行っております。

毎月給食センターで作成したアレルギー表示献立表を、通常の献立表に加えて食物アレルギーを持つ児童・生徒を対象に配付しております。誤食防止のため、学校・家庭とも毎日ア

レルゲンを確認しております。

緊急時に全ての教職員が迅速に対応できるよう、毎年必ず校内研修を行い、食物アレルギーに関する知識理解を深め、緊急時に使用するアドレナリン自己注射薬の使い方や連絡系統などを確認し、校内体制の整備を行っております。

食物アレルギーは、保護者、学校が意識しないタイミングで発症したり、それまで問題なかった食物に対して急にアレルギー症状を呈したりする場合があります。さまざまな状況を想定し、定期的に対応の見直しを行い、事故防止に努めております。

○京増藤江君

緊急のときには、しょっちゅうどうするかということがされていると、対応について話がされているということなのですが、もう1つ、このアレルギーについて、今まではアレルギーがあったんだけど、例えば翌年にはどうなっているかという点で、お医者さんの診断書、これは毎年必要だと思うんですけど、各家庭からきちんとそれが提出されているのか。この点についてのご答弁がなかったと思うのですが。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまのご質問ですが、家庭からは提出されており、また学校生活管理指導表の中に医師にも記入していただいております。

○京増藤江君

毎年、これは新たに出されているという、そういう理解でいいですか。

○教育次長（村山のり子君）

毎年4月に保健調査を行いまして、学校生活管理指導表を医師に記入していただいております。

○京増藤江君

今、各連携で努力がされているということで、ぜひどの学校でもきちんと診断書が出されるようにということで、お願いしておきたいと思います。

次に健康教育についてです。②禁煙教育について。

男性の肺がん死亡率は、喫煙者では非喫煙者の約4倍という、厚生労働省の調査もある中、妊娠中3、4カ月児の平成27年度の千葉県の喫煙率は2.50パーセント、全国は3.40パーセントですけれど、八街市の喫煙率は7.8パーセント、これは平成28年度の調査ですが、千葉県の3.12倍、全国の2.29倍と、八街市の若い方々の喫煙率が大変高い、そういう状況になっています。また、国民健康保険加入者の平成28年度における喫煙率は、千葉県13.1パーセント、国14.2パーセントですが、本市の喫煙率は18.3パーセントと、これも断トツに高くなっています。

この状況を放置すれば、八街市とほかの地域の健康格差は、大きく広がる懸念があります。自分の健康は自分で守るなどと市民任せにせず、全世代への効果的な禁煙教育の実施、禁煙のための治療方法の紹介をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

たばこには、依存症を引き起こし、血液の流れを悪くするニコチンや発がん性のあるタール、体内を酸欠にし、動脈硬化や心臓病を引き起こしやすくする一酸化炭素が含まれており、喫煙は、さまざまな病気のリスクを高め、死亡の最大のリスク要因とされています。

また、妊婦が喫煙をすることにより、低出生体重児や流産、早産を起こす危険因子でもあり、未成年の喫煙につきましても、将来の疾病への危険性を高める要因になります。さらに、喫煙者本人だけではなく、周囲の人々も副流煙を吸う受動喫煙により、肺がんや心筋梗塞、肺気腫などの呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群などを起こすことが指摘されております。

本市における喫煙率は、国や県と比べ、高くなっており、現在策定中でございます健康増進計画の課題抽出として実施しましたアンケート調査においても、喫煙経験のある方が約50パーセントであることから、「禁煙の推進と受動喫煙の防止」についての施策として、未成年者に対して、家庭や学校を中心とした喫煙による体への影響についての知識や情報を伝えるとともに、市民の皆様に対しても、広報紙やホームページ等を活用し、喫煙による体への影響や受動喫煙の害における知識の普及啓発を推進してまいります。

また、節煙や禁煙を希望する方に、治療方法の紹介を含む支援や喫煙者のマナーの向上も含めた受動喫煙の防止に向けた取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今のご答弁で、本当に喫煙が健康に大きなリスクがあるということが述べられました。本当にそのとおりでございます。

厚生労働省の2016年のたばこ白書によりますと、日本人の年間死者数は、能動喫煙によって約13万人、受動喫煙が原因と見られる推計死亡者数が年間約1万5千人、またたばこの社会全体に与える損失は4.3兆円にのぼるとしております。本当に健康のリスク、そして経済的損失が高いというところでは、健康のために禁煙教育は大事だと思います。

そして、このようなリスクを受けまして、今議会では受動喫煙防止対策についての陳情書も配布されています。また、日本医学会連合、日本禁煙学会、日本対がん協会、日本肺がん患者等の連絡会、4団体の代表は、11月21日、連名で「受動喫煙のない社会の実現を！！」という緊急声明も発表しております。原則屋内禁煙によって84パーセント以上の非喫煙者の健康を守ることを政府に求めています。このように市民の健康増進対策として、実効性のある喫煙率低下の対策は待ったなしでございます。

そこで伺うんですけど、喫煙率を、いつまでにどの程度まで下げるのか、お伺いします。

○健康増進課長（石井健一君）

上位計画である「健康ちば21（第2次）」では、喫煙分野における平成34年の目標として、1つ目に成人の喫煙率の減少、2つ目に未成年者の喫煙をなくす、3つ目に妊娠中の喫煙をなくす、4つ目に県市町村行政施設を禁煙の施設とする、5つ目に受動喫煙の機会を有する者の割合の減少、6つ目に禁煙外来の医療機関数の増加を目標に掲げ、計画を推進しております。

現在策定中の健康増進計画では、生涯にわたる健康づくりの推進のための施策として、禁煙の推進と受動喫煙の防止を課題として捉える考えであり、この中で、本市の現状や上位計画である「健康ちば21（第2次）」等の目標と照らし合わせ、本市の目標を設定したいと考えております。そのため、具体的な目標設定につきましては、今後の検討課題となっております。

○京増藤江君

今後喫煙率も下げていくそういう計画がされるということで、禁煙外来などの紹介もされると思いますけれど、ぜひこれは本当に効果的な対策をお願いしておきたいと思います。

次に、③依存症に対する啓蒙及び相談窓口設置についてお伺いします。

仕事を失ったり家庭を破壊しかねないアルコール依存症、またギャンブル依存症等に対する啓蒙について、どのように取り組んでいるのか。また、どこが相談窓口になっているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

一般的に依存症とは、特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態になることをいい、「依存」する対象はさまざまですが、代表的なものにアルコール・薬物・ギャンブル等がございます。

依存症に関連する相談は、保健所や千葉県精神保健福祉センターで、保健師、医師、精神保健福祉士などの専門職が、電話相談、面接による相談により対応しており、アルコール・薬物・ギャンブル依存症の家族相談のほか、心の健康、保健、医療、福祉に関する相談、未治療や医療中断の方の受診相談、思春期問題、ひきこもり相談など幅広い相談を行っております。

本市では、成田地域生活支援センターに委託し、精神保健福祉士による毎月1回依存症を含む幅広い「こころの健康相談」を実施しており、平成28年度は25件、平成27年度は38件の申し込みを受けております。

このことにつきましては、今年度策定を進めております、健康増進計画の中の「心の健康づくり」分野において、または自殺対策計画において、依存症に対する啓蒙及び相談窓口の設置、関連機関との連携等について検討する所存でおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○京増藤江君

これからはさまざまに対策をとっていくということで、ぜひお願いしたいと思っております。「依存症から抜け出るのは並大抵ではない」、これが今本当に依存症で苦勞されている方々の声でございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、④メンタルヘルスについてです。

心の健康については、相談しづらい面があります。しかし、精神疾患等を抱えていても、安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりをしていく、こういう住民の主体形成を

目指すメンタルヘルス領域の福祉教育の実施及び月に一度2時間ほど実施している「こころの健康相談」について、毎週実施するなど、早期に気軽に相談できる体制の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

メンタルヘルスケアには、精神的な疲労やストレスを減らし、鬱病などの精神疾患の予防につげるため早期の対応と治療により、よりよい心の状態へ改善することや心の病気を正しく理解することが重要と認識しております。

精神的な負担の要因になるものには、仕事、職場、人間関係、DV、家族の死亡、病苦、過労、失業、業績不振、犯罪被害、負債、失恋、子育て、ひきこもり、進路の悩み、高校中退、介護疲れ、家族不和、アルコールなど多岐にわたり、担当する窓口も多方面にわたるため、相談窓口の集約は簡単にできるものではないと考えております。

そのため、メンタルヘルスケアに対応するため、それぞれの担当職員が、メンタルヘルスや福祉教育についての知識を身につけ、保健師や医師、精神保健福祉士など専門職員を配置し、メンタルヘルス関連の相談業務を実施している保健所や千葉県精神保健福祉センターなど関係機関と連携を強化して、早期対応につなげる体制づくりが求められていると考えます。

あわせて、メンタルヘルスケアのため、本市が実施する「こころの健康相談」などの相談事業の充実について検討してまいりたいと考えます。また、これらの相談事業等について、広報紙等を活用し周知いたします。

なお、これらにつきましては、現在策定している健康増進計画及び自殺対策計画でも課題として捉えておりますので、対策について検討していく所存でございます。

○京増藤江君

さまざまなところと連携をして早期に対応していくという、本当にこの早期に対応していくということが大事なんですけど、今、「こころの健康相談」は月に一度、2時間ですから、本当に30分ずつの相談にしても何人もできないというところで、これを例えば週1回とかやっていくと、本当に早いうちに相談ができて、そして関係機関につなげることができると。そういう点で充実について検討するということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、八街市において、平成26年の障害者手帳所持者数は、平成21年と比較しますと、身体障害者手帳保持者、そして精神保健福祉手帳所持者、難病の方々、そういう方々と比べましても精神保健福祉手帳所持者の伸びが大変大きい、そういう状況になっています。また、現在の健康状態について、病弱または病気がちと答えた方が、これも精神障害者の方は36.1パーセントと高くなっております。精神障害の方の健康が優れない状況があらわれております。

また、本市における国民健康保険の医療費分析によりますと、医療費はがんが1位で25.2パーセント、そして精神が14.7パーセントで2位を占めています。市民にとっても国

民健康保険財政にとっても、心の健康増進、病気予防対策が非常に重要となっています。

3月議会において、本市の自殺率が高く、その理由の第1位は健康問題、また第2位が経済問題であることが明らかになりました。この健康問題にはメンタルも含まれます。先ほど市長の答弁にもありましたけれど、平成29年度予算で健康づくり増進計画策定事業も計上されております。ぜひ、この健康づくり増進計画の中にメンタル対策をしっかりと組み込んでいただきたいと思います。

このことについては、どのように取り上げようとしているのか、お伺いします。

○健康増進課長（石井健一君）

メンタルヘルス関連の取り組みにつきましては、現在策定中の健康増進計画では、休養と心の健康づくり、そして自殺対策として、生きることの包括的な支援の推進について、それぞれ分野として位置付け、メンタルヘルス関連の取り組みを推進する考えでおりまして、この中で、本市の現状や平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱、間もなく自殺総合対策推進センターから示される地域自殺対策政策パッケージと、自殺実態プロファイル、上位計画である「健康ちば21（第2次）」などを参考に、計画の策定と目標の設定を実施してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、3、子育て支援についてお伺いします。

（1）保育園について、①待機児童の解消及び加配の増員を求めます。

認可保育所による待機児童の解消及び支援が必要な園児に対する十分な支援ができる加配の増員について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

待機児童の解消ですが、本市の待機児童数は、10月1日現在で24名となっております。このうち23名が2歳児以下であり、他市と同様に待機児童の大半を占めております。また、この他に一時預かり保育利用者が5名おります。

しかしながら、全員の受け入れとはなりません。今年度において定員19名で、0歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業所を現在整備中であり、平成30年4月には開所予定となっており、また担当窓口におきましても施設定員の変更計画や相談等もあることから、今後においても随時整備し、早期に待機児童解消を図っていきたくと考えております。

また、加配の増員でございますが、これについては全国的な保育士不足の関係から、各公立保育園が要望している理想的な人員配置とまではなってはいたませんが、担当課におきまして保育士の募集は随時行っており、今年度も3名の保育士を確保しており、平成30年度についても、若干名の正規職員保育士の採用を予定するなど、改善を行っております。

さらに、今年度、保育士資格のない時間外嘱託員についても、現在受講中である子育て支援員研修を受講することにより、修了後は代替保育士等として配置できることから、来年度

以降の加配人員については、改善するものと考えております。

なお、この加配の増員など人員配置が進み、理想的な保育園の運営ができれば、各園の大きさや保育士数などにもよりますが、既存施設の改修や増築などにより、現在の定員数を増やすことも可能と考えております。

○京増藤江君

全国的に待機児童の解決がなかなかできない中、八街市も19名の新たな小規模保育事業所ができると。しかしまだこれでも足りない。現在の待機児童を解決することはできない。そして恐らく本当に次々に子どもたちを預けたいという方々が増えると思いますので、ぜひこの待機児童をなくすというところでは、さらなる努力をお願いしたいと思います。

また、加配については、市の方も本当に保育士さんが少ない中で努力をされているところでは、この点についても努力されていると。そしてまた新たな努力をお願いしておきたいと思います。

次に、(2) 児童クラブについてですけれど、①6年生までの受け入れができる施設整備が必要と思いますが、その計画はどうになっているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っております。

平成27年4月から児童福祉法の改正により、小学校6年生までの児童の受け入れが可能となりました。現在、放課後児童クラブは各小学校区に13カ所設置しておりますが、八街児童クラブ、八街東児童クラブにおいては、待機児童が常態化しており、受け入れが難しい状況となっております。また、それ以外の児童クラブにつきましては、定員に余裕があるので、6年生までの児童の受け入れが可能となっております。

待機児童解消の対策として、小学校内の余裕教室への児童クラブ設置に向け、引き続き教育委員会、学校と協議し、計画的に進めてまいります。

○京増藤江君

6年生まで受け入れができる、そういうところはいいんですけれど、それができない、当面まだまだ子どもたちが待機しなければならないという状況が続くと思うんですけれど、少し具体的な解決の方法として何か、本当にないのか。例えば学校の教室は全くあいていないのか、そういうところで利用できるものはないでしょうか。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

八街東児童クラブにつきましては、どうしても低学年のお子さんで定員になってしまいますので、それ以外の児童クラブにつきましては、4年生以上のお子さんもお預かりをさせていただいているのですけれども、今、問題になっているのは、八街東児童クラブで八街児童

クラブまで3年生以上のお子さんが歩いて通うということで、その辺の通所の安全確保ということも考えて、待機児童のいる児童クラブに関して、そのお子さんたちが通われている小学校とこれからも協議を続けて、余裕教室があれば協議を続けてまいりたいと思います。

○京増藤江君

中央児童クラブは実住小学校、それから八街東小学校という、子どもたちが多い学校の子どもたちが行きますから、本当に対応としては難しいかとは思うんですけど、これから子どもたちが放課後を安全に過ごしていくという点では、少しずつ改善をして行く、そういう計画がどうしても必要だと思うんですけど、その計画は、今まで計画していこうというような、そういうことはされてきたのでしょうか。

○子育て支援課長（高梨富美子君）

毎年、学校の中に児童クラブのないところは、教育委員会と学校と協議を今も続けております。

○京増藤江君

ぜひ、これは父母の皆さんの声も聞きつつ、要望に応えるようにお願いしておきたいと思っています。

4、マイナンバー制度、についてお伺いします。

(1) 市の対応についてなんですが、①市民の不安解消を求めて質問をいたします。

マイナンバー漏えいの懸念と反対運動の広がり、マイナンバーカードの普及率は10パーセント程度と低い中、自治体の窓口などでマイナンバー制度を利用しての情報連携の本格運用が、11月中旬から始まりました。マイナンバー制度の個人向けサイト、マイナポータルもこれから本格化します。

政府は、マイナンバーカードの取得促進策を進める中で、特に普及を求めているのがマイナポータルの活用です。マイナポータルで母子手帳や保育所入所などが電子申請ができるなど、利便性について宣伝されています。しかし、政府の担当者でさえ、自分の情報を全部見ることができてしまうというのは、極めて危険度が高いと述べています。

マイナンバーカードをパスワードとともに紛失すると、他人がなりすまして閲覧できることなど、リスクについても宣伝するとともに、公的書類にマイナンバーを記入しなくても、不利益がないことを伝えるべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年10月にマイナンバー制度が施行され、社会保障及び税分野等でマイナンバーが使用されるようになりました。

市民の皆様方には、制度に不安を感じている方もおられると思いますが、法的に義務付けられた手続きにつきましては、本市としましてはマイナンバーの記入をお願いしているところでございます。窓口においても、パンフレットなどにより、わかりやすい説明を行い、不安を解消できるよう努めております。

また、7月からマイナンバーカードを活用し、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルが開始され、自ら行政機関が保有する本人の情報や行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができるようになりました。

なお、社会保障・税番号制度については、円滑な運用ができるよう、国に対しまして、全国市長会から「社会保障・税番号制度における地方自治体支援等に関する提言」を提出しております。

なお、その提言についてでございますけれど、番号制度導入及び運営に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則的に国において適切に措置すること、またもう1つは、番号制度の導入や情報連携を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、詐欺被害防止のため十分な情報提供を含め、国民への周知徹底を図ること。特に番号制度の安全性、信頼性については、国民に丁寧かつ十分に説明すること。また個人番号制度の普及促進のための必要な措置を講じること。というようなことで、提言をしておるところでございます。

○京増藤江君

マイナンバー制度についての丁寧な説明、それから安全性について、説明をしていくんだという、そういう答弁だったのですが、このマイナンバーの番号制度自身が、一旦漏えいしてしまえば、際限なく不利益を被ってしまう。そういう性質のもので、だから幾ら市民の皆さんに説明をしても、紛失したときにどうなるんだろうか、自分の貯金がどのくらいあるとか、それから病歴がわかったら困るとか、これからのことが心配で、マイナンバー制度、これは番号カードをとりたくない、という声があるわけですね。そして、年金扶養控除のその公的な書類の中にも書きたくない。だけれど、そういう説明があったから、書きたくないけれど書いたとそういうふうな声は本当にたくさんあって、市民の皆さんからは、幾ら説明されても、そのリスクの不安が頭から離れることがないと、そういう性質のものがこのマイナンバー制度だと思っただけですね。

やはり、国がこの制度を進めて行くということですが、これは国民がこの制度を作ってくれと言っているわけじゃないわけです。ですから、市としては国の方針に従って、市長会でもやるということなんでしょうけれど、しかし、国民の方も番号カードを作るか作らないか、その自由はあるわけですから、リスクをきちんと説明する、そして取得するかどうかは国民一人ひとりに任せていく、そういうことが必要じゃないかと、そういう声を届ける必要があると思っただけですね。

市長、この点についていかがですか。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁の中で、マイナンバーに関する地方自治体からの国に対する要望ということでご答弁を差し上げたところですが、全国市長会では、来年度、平成30年度の国の施策や予算に関する提言の中で、マイナンバー制度の安全性、信頼性についての部分に関して、国民へ周知徹底をまず図ること、それから個人情報の適正な取り扱いを確保するた

め検討を行うこと、それから民間事業者における特定個人情報に関する適切な取り扱いやセキュリティ対策などについて、国において周知徹底を図る。こういったことについて、提言をする予定となっております。

それで、市としましては、まずマイナンバー制度に対する国民の不安を解消するための措置、それから安全性確保のための措置の実施、こういったことを全国市長会を通じて、国の方に要請をしてまいるということでございます。

○京増藤江君

もう既にこのマイナンバー制度を実施している先進的な国では、やはり漏えいによってさまざまなリスクを被っている、そういうことがもうあるわけですね。それをわざわざまた日本でもやっていくということは、これは国民の不安を取り除くことはできないと思うんですね。幾ら周知徹底しても、もうその漏えいする可能性があるわけですから、それで今本当に全国的にオレオレ詐欺等で経済的損失を国民がこうむっています。

つい最近八街市でも、ある方が銀行のカードを渡しそうになったことがあったのですが、未然にそれは防ぐことができたという、この経済的損失も本当に個人にとっては大変な問題なんです、このマイナンバーでは経済的損失だけではない、本当にたくさんの情報が漏えいしたときには、漏れてしまうわけですからそこを国民は心配しているわけです。

もしも漏えいしたときに、安全性それからいろんなことを周知徹底するんだということをおっしゃるのですけれど、もしも漏えいして損失、リスクをこうむった場合に、責任は誰がとるのかとか、どういうふうにしていくのかとか、そういうことについて、市長会では話をされているのかどうか、お伺いします。

○総務部長（山本雅章君）

マイナンバーにつきましては、まず関係法令が整備をまろもろされているということで、それに従いまして国によって制度の普及が進められていると、そういう状況にあります。

そうした状況の中で、市としてその制度の凍結、こういったことを発信していくというのは、実際問題非常に困難でありますので、そこで先ほどの市長答弁のとおり、安全な運用をしてくださいというふうに、国の方に提言をしていく方法をとるということでございます。

○京増藤江君

安全な運用といいましても、もう実際にやっているところでは大きな被害があるわけですね。ですから、その安全な運用というのが、たくさんの情報が入るわけですから、本当に国民がリスクをこうむるわけです。そのリスクに対して、もしこうむったときにはどうするのかと、それもその責任は誰が取るのか、そういうこともあわせてしなかったら、幾ら安全性を高めようとしても、やはり国民は信頼することはできないと思うんですよ。

ですから、安全性について国に求めるのであれば、一方では万が一何かあったときにはどうするのかと、その凍結を求めるのは難しいという答弁がありました。ありましたね。自治体として凍結を求めるのは難しいと。だけれど、じゃあ、市民がもしも大きなリスクをこうむったときにどうするのかと、そういう点については、やはり国にきちっとその対策を求め

ておく、そういうことはできるのではないですか。いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

そうした場合、損害賠償的な話になろうかと思えますけれども、そういったところまでは、実際は提言の方は行っておりません。そういった場合の責任の所在といいますか、明確化といいますか、ちょっと私の勉強不足もあるかもしれませんが、そこまでは明らかにされているものではないというふうに思っております。

ですので、なおさらのこと、その安全・安心な運用ができるように、国の方に求めていきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

国民が不安を抱えているからには、そして国はどうしてもやるというのであれば、そのリスクについてきちんと、誰が保証するのか、そのリスクを誰が引き受けるのかと、そういうことをしなかったら、国民の不安を取り除くことはできないと思うんです。国民の幸せを破壊してしまうかもしれない、それほどのプライバシーが漏えいしてしまう、そういう問題なんです。ですから、そのリスクについても、私は国の方に意見を言っていたきたいと、そのように思います。

それから、②事業所への事務取り扱いについてなんですが、自治体が事業所に送る特別徴収税額決定通知書の誤配送等により、今年は上半期に個人番号の漏えいが273件発生して、前年同時期の4倍強と、そういう発表がありました。

本市においては、今年度漏えいはありませんでしたけれど、心配は尽きません。来年度は番号を記入せずに送付するよう求めたい。そして、また国民が必要としていないマイナンバー制度、これは凍結するよという言いにくいということなんですが、ぜひリスクについて、そして八街市では市民の皆さんが本当に不安を持っている、そういうことをぜひ国の方に伝えていただきたい。この点についてはいかがですか。

○総務部長（山本雅章君）

常々市長答弁で申し上げておりますけれども、そういったマイナンバーを安全に運用ができるように、必要な事項は全国市長会を通じまして国の方に要望を出していきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

本当は自治体の役割、市民の暮らしを守っていく、安全を守っていく、これが一番の自治体の役割です。ところが、このマイナンバー制度によって、知られたくないことが漏えいしてしまうかもしれない。本当にその人が不幸になってしまうかもしれない。そういうことについて、私は国に物申すのは大変なことだとは思いますが、いかに市民の皆さんが不安を持っているか、そういうことについて、市民の立場に立って私は意見を言っていたきたい、こういうふうに市長にお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。20分後に、八街市教育センターの活動に関する説明会を開催しますので、議場にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(延会 午後 3時00分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問